

近代日本における中学校教育成立に関する研究：中学校教育の地方的形成と統合

新谷，恭明

<https://doi.org/10.11501/3106933>

出版情報：九州大学，1995，博士（教育学），論文博士
バージョン：
権利関係：



問題の設定

学制頒布により日本の近代学校制度の枠組みが構想されたが、国家の近代化をはかるためのエリート養成を急務とする高等教育の充実と広汎な国民層の形成をねらった小学校教育の普及とに政府・文部省は全力を尽くさざるを得なかった。そのため中等教育にはほとんど文部省としては関与しない時期が続いた。この中等教育における人民自為の状況は自生的な中学校教育を簇生させた。

一つは府県や郡区町村などの単位での中学校教育の要求の台頭である。それらは学制に位置づく正則の中学校たり得ず、自らArticulationとは無縁の変則中学校の設立という形で具体化した。現在の福岡県域では学制制定後、さまざまなかたちで中学校教育の試みがなされていた。これは明治九年十一月まで現在の福岡県域は統合されていなかったからである。それらの試みの結果、豊津にのみ変則中学校が設置され、福岡、久留米、柳川には師範学校が設置されていた。明治十一年春にこれらの三師範学校に附属変則中学が設けられたのが福岡県としては最初の中学校政策であった。師範学校自体が士族層の職業的教育要求の反映として設置維持されていたのであるが、元来の士族層が要求するのは藩校教育がもっていた「高等普通教育」的教育であり、そうした教育要求が高まっていたことをこの変則中学校の設置は意味している。これらの変則中学は形の上では小学校とのArticulationを将来的に想定したものではあったが、現実的には小学校とのアーティキュレーションとは関係なく速成の

普通教育を開放的に提供するという性格のものであったと言える。

こうした県の動きとは別に郡部ではいくつかの高等普通教育を要求する動向があらわれてくる。上毛郡の大有中学校、鞍手郡の鞍手学校、三池郡の銀水中学校、嘉麻・穂波両郡の嘉穂学校などがそうした試みである。まず第一節において嘉穂学校を中心にこれらの郡部に族生した変則中学の性格を検証したい。嘉穂学校は明治十二年九月に設立されたが、その設立に至る過程等を明らかにすることからこれら地方的変則中学に期待された教育要求の質に迫りたい。

もうひとつは大きく転換する時代潮流の中で必要となる政治的素養の獲得を中学校教育に求めようとする動きである。いわゆる民権私塾といわれるものが中学校化したものである。これら人民自為の中で族生した中学校教育を検証することから中学校教育に対する教育要求のかたちを検討してみる。

言うまでも自由民権運動の理論的基盤は西洋近代の社会思想に依拠していた。すなわち、自由民権運動にかかわることはそうした新たな知の獲得をとまなうものであり、必然的にそうした教育要求を満たす民権私塾の群生を促した。

そうした民権私塾の典型としては土佐立志社に併設された立志学舎が著名であるが、福岡ではこの立志学舎をモデルとしたと思われる向陽義塾という私立中学校が設立されている。第二節においてはこの向陽義塾とその解体後成立した法律専門学校藤雲館について検討する。この向陽義塾は立志学舎同様に民権政社向陽社に併設されたものであった。結成当初は向陽社と向陽義塾はほぼ一体の存在であり、民権運動の活動家を養成する目的を明

確に打ち出した学校であった。しかし、向陽社内部の路線をめぐる対立をも含めて政治と教育の機能は分離し、一方は玄洋社として国権色を強めた政治団体として展開し、向陽義塾は教育機関として純化し、明治十四年には福岡区内のいくつかの私塾をも吸収した上で旧藩主黒田家の援助を得て法律専門学校藤雲館に改組したという経緯を踏んでいる。そうした経緯は必ずしも向陽社内部の政治的路線の対立がもたらしたものと決めつけるわけにはいかない。自由民権運動にかかわっていった多くの人々のなかに先行する新政府の近代化政策に対するある種の反発（心性における反「近代性」）を見い出すことができるからであり、そこには文部省が期するものとは異質の教育の論理があったからであろうと推察できるからである。また自由民権運動は中央政府との闘いであると同時に強く地方性に根ざした運動でもあった。それ故に旧藩主に接近して地方的土壌の中で知的実力を獲得していくこと、換言するならば地方的な教育要求が噴出したことはむしろ当然のことであつたのかもしれない。そうした過程を析出することをここでは試みたい。

第一節 地方的教育要求と変則中学校
はじめに

近代日本中学校教育政策の初期における人民自為の措置は政策的には無為無策そのものではあったが、近代学校教育に対するさまざまな中等教育への期待と多様な教育要求の芽を人民内部に醸成したという点で重要な意味を持つと言える。そうした多様な教育要求は中学校教則大綱以降のいわゆる正格化政策の過程で結果的には正統の中等教育機関である（中学校令以降の）尋常中学校の教育には反映するものではなかったが、初等教育後の教育として中等教育総体を見た場合、そこに中等教育の歴史的な可能性が予見されることが出来る。

明治十年代の福岡県の中学校教育政策はそうした人民自為の中等教育の群生を睨みながら独自の中学校政策を展開していた。福岡県の中学校政策の基本的な戦略は六本校十三分校制と言われるもので、県内を六中学区に分け、福岡、久留米、柳川の三師範校附属中学及び豊津藩校育徳館を継承した育徳校をそれぞれ母体とした四中学に新設の蘆屋、甘木の二中学を加えた六本校を核として斯く一本校に二ないし三校の分校を設けて県内にくまなく中学校教育の体制を敷くことであった^(一)。この分校制度は前提としてこの時期に何らかの中学校教育を必要とする動きが県下各地に存在していたこととそれを県の中学校政策の中に取り込む形で成立したものと考えられる。ここではそうした中学校教育を求める民意に迫ってみようと思う。

一 福岡県における初期の変則中学の試み

福岡県下の中等教育は学制制定以降いくつかの試みはあったものの^(二)豊津育徳館を除いては中学校の設立は行われていなかった。そして明治十一年春に福岡、久留米、柳川の三師範学校に附属変則中学が設置されたのが、本格的な中学校政策の始まりであった。

ちなみに『学制』における中学の規定は「当今外国人ヲ以テ教師トスル学校ニ於テハ大学教科ニ非サル以下ハ通シテ之ヲ中学ト称ス」(第三十一章)とあり、これがいわゆる正則の中学に要求された内容であった。課程は上下二等からなり、「下等中学ハ十四歳ヨリ十六歳マテ上等中学ハ十七歳ヨリ十九歳マテニ卒業セシムルヲ法則トス」(第二十九章)という上下等ともに三年制を想定していた。そうした正則中学のあり方に対して、変則中学とは「当今中学ノ書器未タ備ラス此際在来ノ書ニヨリテ之ヲ教ルモノ或ハ学業ノ順序ヲ蹈マスシテ洋語ヲ教ヘ又ハ医術ヲ教ルモノ通シテ変則中学ト称スヘシ」(第三十章)と規定されていた。外国人教師を雇用し、上下二等六ヶ年の課程を擁し、所定の教科(下等中学科においては十六教科、上等中学科では十五教科)を準備しなければならなかったのであるから、変則中学の設立によってしか地方の中等教育の要求に応えることはできなかったのである。

その福岡師範学校附属中学校設立の布達は同年二月十二日付で行われているが^(三)、その教則中の条例には左のように記されている。

- 一 学科ヲ分ツテ七課トシ課程ハ六級ニ始リ一級ニ終ル
- 一 全科ヲ六期ニ分チ三年ニシテ卒業スルヲ法トス

一期二期ノ級ヲ授ケ毎級ノ終リ試業スヘシ該級ヲ卒フル能ハサルモノハ次期モ猶原級ニ置クヲ法トス

一全科卒業スルモノハ卒業証書ヲ与フベシ

入学資格は小学全科卒業で満十四歳以上とされ、修業年限も三ヶ年となっていていづれも『学制』の下等中学の規定に準拠してはいた。まだ学制が整備されていない時点のことであるから「現今満十四年以上ノ者ハ概子皆上下小学教科ヲ卒業セサルヲ以テ当分ノ間ハ尋常普通ノ書ヲ讀ミ得ルモノハ入学ヲ許シ教授スベシ」とされていた。

また、久留米、柳川の師範学校附属変則中学では「教則ヲ分チテ上下二等トナシ上下等共ニ六級ニ分チ六期ニシテ業ヲ卒ヘシム一期ハ六ヶ月間トス」^(四)と上等中学の課程の存在も書かれているが、教則は記されていない。単に『学制』の規定に準拠しようということであつたと思われる。また別に中学予科が併置されていた。これは二期一ヶ年の課程で「小学ノ業ヲ中途ニシテ廃シ或ハ不幸ニシテ小学ニ就クノ期ヲ失ヒ十四年以上ニ至リ中学ニ入ラント志ス者ノ階梯トス」という性格のものであつた^(五)。則ち小学校の課程を経なかつた者が中学校教育を受ける準備教育の課程である。現実にはまだ小学全科を履修した者はほとんどいないのであるからこうした予科的なコースが現実的な中学校教育のあり方だったのかもしれない。

いづれにせよこの時設置された三校の師範学校附属変則中学の場合、将来的には『学制』の規定に従つて小学校とのアーティキュレーションを確保することを想定したものであつた。それが変則中学であつたのは「中学ノ書器未タ備ラス此際在来ノ書ニヨリテ之ヲ教ルモノ」にとどまつたからであらう。

ところが、翌明治十二年二月五日付で「從來変則中学ヲ福岡師範学校ニ附属シ仮ニ設置候所追々諸事整頓候ニヨリ今般附属ヲ廃シ更ニ於同所中学ヲ設置シ」(六)云々という形でまず福岡師範学校附属変則中学が独立した。この独立した中学の課程を定めた「福岡中学変則」(七)には「本科ハ小学教科ヲ卒業セス現今満十八年以上年齢已ニ高く或ハ各種ノ障碍アリテ永ク在学スルコト能ハサルモノ、為ニ其速成ヲ期シ教科ヲ斟酌シ教フル所トス」と記され、それまでの変則中学とは入学資格を大幅に変更していたのである。課程も五級二年半制と以前より短く設定された。これは明らかに小学校とのアーティキュレーションとは関係なく速成の普通教育を開放的に提供するという性格のものになっている。また、学科も文章学、史学、数学については「何人ニテモ欠クヘカラサル学科」として全員必修とされたが「法律学経済学理化学土木工学ヲ専攻セント欲スル者アラハ其意ニ任ス」ものとされたことや全科卒業のみならず「一科卒業スルモノニハ該科ノ卒業証書ヲ与フ」という一教科のみの専修システムも加えられていたことなどから学ぶ側の事情や条件に合わせた教育体制となっていた。

但し「校則試験規則受業料定則日課定則書籍規則生徒照願舎則ノ諸学則ハ中学正則科ニ詳記スルヲ以テ爰ニ略ス」と附記されていることから、別に小学校とのアーティキュレーションをもつ課程を考えていたと見ることができる。果たして福岡の中学校が独立した直後に最初の福岡県会が開会され、その中で「中学校建設費予算」が議せられた。これは福岡、久留米、柳川そして豊津の四中学に県費を支弁し県立中学とする議案であった。久留米、柳川の二校は師範学校であるから文部省の補助金と各戸の賦課金で経営されており、豊津も従来は旧藩主寄附金に拠っていたが、「昨年ヨリ師範学校ヲ附属シタル」ところから文部省の補助金に依存していたが(八)独立

させて県立中学に改組すると地方税でまかなわなければならなくなる。そうした意味での議案であったが、「民間ノ情况ヲ回顧スレハ其生業ノ困難ナル実ニ憫然ニ勝ヘサルモノアルナリ而シテ今日地方税徴収ノ初メニ際シ種々ノ費額ヲ其頭上ニ負担セシメハ蚩々ノ人民其レ何ヲ以カ堪ヘン」^(九)（岩崎一太郎、那珂御笠席田郡）という発言に象徴されるような県予算の負担を憂慮する意見が大勢を占めてこの予算案は否決されてしまった^(十)。しかし、県は久留米、柳川の師範学校を廃止して附属中学を独立させ、これを別会計で運営することとした。そして四中学共通の規則を定めたのである^(十一)。この規則では教科も十三科に及び八級四年制の課程となつて、かなり充実した内容の中学校となつていた。おそらく先の「福岡中学変則」にこの規則が予定されていた「中学正則科」であるといえよう。

これらの経緯から推察すれば小学校に接続するものとしての正則科（『学制』の規定で想定された正則中学とは異なる）と前述の変則中学とが福岡中学においては併置されていたと見ることができる。このことはアーティキュレーションとは別の中学校教育に対するニーズが少なからず存在したことを示している。また、明治十二年度の『文部省年報』の中学校一覧表に記載された福岡県の私立中学校は実に二十一校にのぼる。それらはたまたま私立中学校として報告されたに過ぎないものであるが、これらを含めて変則的な中学校程度の教育に対する要求が県下各地に湧出していたと考えることができる。こうした正則と変則といった中学校教育を要請する二つの潮流を受けて福岡県の六本校十三分校という中学校教育制度が形成されたと見るることができる。

福岡県県立公立中学校変遷表

国名	郡 区 名	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年	明治18年
前 国	福岡区	福岡師範学校 附属中学校	福岡中学校	福岡中学校	福岡中学校	福岡中学校	福岡中学校	福岡中学校	福岡中学校
	粕屋郡			粕屋分校	粕屋分校	藤史学校	粕屋中学校		
	粕土、志摩 早良郡				前原分校	前原中学校	前原中学校	前原中学校	
	遠賀郡			戸屋中学校	戸屋中学校	戸屋中学校	戸屋中学校	戸屋中学校	商林学校
	鞍手郡			直方分校	直方分校	鞍手中学校	鞍手中学校		
	宗像郡			宗像分校	宗像分校	宗像中学校	宗像中学校	宗像中学校	育英学校
	上座、下座、 浅瀬郡			甘木中学校	甘木中学校	甘木中学校	甘木中学校	甘木中学校	勉成学校
	嘉麻、穂波郡		嘉麻学校	嘉麻分校	嘉麻分校	嘉麻中学校	嘉麻中学校	嘉麻中学校	嘉麻学校
	那珂、御笠、 嘉山郡			那珂分校	那珂分校	那珂中学校	那珂中学校	那珂中学校	
	御井、御京、 山本郡	久留米師範学校 附属中学校	久留米中学校	久留米中学校	久留米中学校	久留米中学校	久留米中学校	久留米中学校	久留米中学校
後 国	上妻、下妻郡		中洲変則中学	山内分校	山内分校 中洲学校	山内中学校 中洲学校	福島中学校		
	竹野、生葉郡			田主丸分校	田主丸分校	田主丸中学校	田主丸中学校		長志学校
	山門郡	柳川師範学校 附属中学校	柳川中学校	柳川中学校	柳川中学校	柳川中学校	柳川中学校	柳川中学校	伝言館
	三池郡	銀水義塾	銀水中学校	橘分校	橘分校	橘中学校	橘中学校	銀水義塾小学	銀水義塾小学
	三島郡		木佐本中学校	江上分校	江上分校	江上中学校	江上中学校		
費 前 国	仲津、京極郡	有栖校	豊津中学校	豊津中学校	豊津中学校	豊津中学校	豊津中学校	豊津中学校	豊津中学校
	上毛、筑城郡			八幡分校	八幡分校	八幡中学校	八幡中学校		
	企救郡			小倉分校	小倉分校	小倉中学校	小倉中学校	小倉中学校	小倉学校
	田川郡			香春分校	香春分校	香春中学校	香春中学校	香春中学校	香春学校

※ [] は県立(地方校)、その他は公立(郡区町村費)の学校

※ 郡区名は明治13年19中学校の際の所管区域、但し、本校(福岡、戸屋、甘木、久留米、柳川、豊津)は分校区域も所管にはいるが本表では略した。

※ 明治17年の福岡、久留米、豊津の三中学は初等科・高等科を併し、戸屋、甘木、柳川の三中学は初等科のみ。明治18年は福岡中学のみ高等科を併す。

※ 「福岡県教育百年史」を参照して作成した。

二 福岡県立中学校の分校の位置づけ

六本校十三分校のシステムが始まった明治十三年度の場合、県の提示した原案は「建設費用ノ巨額ナル実地民力ノ耐ル所ニアラサル」(十三)を理由として甘木、蔵屋を分校に留め置くものであった。

その段階で県会に付議された予算案は左の通りであった(十三)。

予 算

金二万五千五百五十八円六十銭

中 学 校 費

内

金一万二千五百二十八円六十銭

地 方 税

金七千五百円

学 資 金

金千五百三十円

授 業 料

内 訳

金一万七百二十二円六十銭

本 校 費

四本校 一校分 二千六百八十円六十五銭

金一万八百三十六円

十五分校 一校分七百二十二円四十銭

また、本校と分校とは別表のように比較されている^(十四)。

この比較表からわかるように本校と分校との較差は歴然たるものがあつた。その経費予算について見るならば、本校一校あたりの校費は二六八〇円六五銭であるのに対して分校は七二二円四〇銭に過ぎない。分校は本校の二六・九%の予算しか割り当てられていないのである。県会はこの原案に猛然と反発し、六本校十三分校をかちとつたのである。そうした普及論の前提には複数の藩が合体して一県を構成したことからくる利害の問題があつたが^(十五)、もうひとつ興味深いのは修正された予算である。

銀水中学校の校長でもあつた津村宣哲（三池郡）は「遠く他所ニ就キ勉学スルヲ好マサルヨリ今ヤ各郡ニ中学校ヲ設立セルニアラズヤ故ニ分校ノ名ナキハ問題ヲ可トス然レトモ其他ノ件ニ至リテハ決シテ同意スル能ハザルナリ」^(十六)と本校分校の区別は地方にとって不公平であるとして頑強に原案に反論していた。そしてその公平の原則の上に立ってか「其金額割付ノ如キ先ツ其ノ生徒ノ多少ニ依テ算スルニ在来ノ四中学則チ久留米柳川豊津福岡ニ各式千円甘木蘆屋ノ如キ千五百円他ハ皆一千円ノ預算ヲ以テ度トス」^(十七)と本校分校の差を生徒数の差とする修正案を提出した。それは「本員ノ精神ハ之レニ止マレルヤト謂ハ、決シテ然ラス後來ニ至ツテ必ス平均三千四千ノ多額ヲ給セント欲スルモ本年費用ヲ厭フノ故ヲ以テ之ノ如クスルナリ」^(十八)と将来的展望に期待をかけていた。

結果的には福江角太郎（企救郡）の提起した修正案に落ちつき、予算の総額は二万六二二三円四〇銭と四六七

項目	本校	分校
位 置 生徒数	都 道 一 〇 〇 名 以 上 会 員	僻 〇 〇 名 内 外 地
教 員	有 多 数	無 本 校 々 々 長 の 監 督 に 属 す
経 費	多 百 事 整 備 額	少 節 減 簡 便 額
学 科	専 門 学 科 の 基 礎 を 立 つ	本 校 の 三 四 科 を 修 む
卒 業	中 学 全 科 卒 業	中 学 全 科 の 卒 業 な し 故 に 卒 業 せ ん と せ ば 本 校 に 学 ば ね ば な ら ぬ
恩 典	徴 兵 免 除 政 府 に 於 て 深 く 県 立 中 学 を 保 護 し 青 年 を し て 学 年 を 誤 ら ず し て 専 門 学 に 入 る の 地 歩 を 占 め し む る た め の 恩 典	徴 兵 免 除 な し

四円八〇銭の増となった。内訳としては本校費は一枚あたり二二〇二円一〇銭と一八%弱の削減となり、逆に分校費は一枚あたり一〇〇一円六〇銭と三八・六%の増額となり、本校費の四五%にまで較差は縮まったのである。そのことから見て県会の修正案が示している理念は単に教育機会を全県的に拡散するというのではなく、分校の教育水準の確保というところにあったと考えられる。ちなみに十三分校のうち久留米中学校山内分校は明治十一年十二月開校の山内村上等小学兼変則中学中洲校を母胎としていた。同じく田主丸分校の主長の吉富龜次郎は前年には私立中学復古私学の経営にあたっており、その私立中学が何らかの意味で分校の前史にかかわっていると思われる。また、柳川中学校の橘分校は元伝習館の教官である志賀巽軒の開いた銀水義塾（明治十二年に銀水中学校と改称）を前身とし、銀水中学校の校長である津村宣哲（^{十九}）は前述のように当時県会議員でもあった。同じく江上分校は前年に木佐木小学校に併設された中学を引き継いだものである（^{二十}）。蘆屋中学校直方分校も前年は前年設立された鞍手学校を継承したものであり、許斐鷹助鞍手学校長が分校の主長として留任している。甘木中学校飯塚分校の前身となったのも前年に設置された嘉穂学校であった。このように十三分校の内いくつかの学校についてはすでに地域的な（初等教育のやや高度なものとしての）中等教育の試みを継承したものであった。だがそうした既設の学校の経営は必ずしも順風満帆というわけではなかったようである。この予算案の審議中に自由教育を理由として「中学校費を協議費に任しては」という意見に対して、「或ル議員ハ謂ハントス鞍手校ナリ嘉穂校ナリ上妻ノ如キ之ヲ設置スル豈ニ之ヲ有名無実トスルヲ得ンヤト然レトモ本員ハ上妻ノ事情ヲ知ル其事情タル有志者アリ良教師アリ頗ル之レカ盛大ヲ計ル而シテ近時ハ已ニ衰兆ヲ顕セリ如此其他モ亦知ルヘシ然ラハ

則チ其ノ行ハレサルノ協議費ヲ以テ之ヲ立テントスルカ其ノ費用ノ纏ラサル其金額ノ少ナル其教師良善ナラサル所謂彼ノ人ノ子ヲ傷フニ至ランカ本員ハ名ヲ取ラスシテ実ヲ取ルノ精神ナリ協議費支弁ハ大ニ不可トスル所ナリ」
(三十二) (三谷有信、御井御原山本郡) という意見が出てくることから見て、そうした中等教育の試みの前提となる教育要求は顕在化するものの財政的な部分でいずれも不安材料をかかえていたようである。その意味で分校設置は重要な意味合いを持っていたと考えられる。

三 地方的高等普通教育機関の設立

先に例を挙げたように県立中学校の分校の先駆となったのは郡レベルで自生的に設立された諸学校であった。まず、それらの地方的高等普通教育機関ともいべき諸学校の設立の動きの中に後の中学校教育に対する教育要求の一端をうかがうことができよう。まずそうした諸学校のうち嘉麻穂波二郡において設立された嘉穂学校についてみてみよう。

嘉穂学校は明治十二年九月に設置された^(三十三)。嘉穂学校の規則については三池郡の変則中学の規則とともに同年五月二十六日付で福岡県より何が文部省に対して出され、十一月十七日付で「伺之通」との回答を得た^(三十三)。三池郡の変則中学(銀水中学と思われる)の規則と合わせて伺いがなされていることから察するにこうした変則中学の設置はそれぞれの地域の問題ではあっても県が一定の関与をしていた部分があると考えられることができる。

嘉穂学校の設立については明治十二年二月に設立主意書が起草されている（二十四）。

嘉穂^{かは}学校^{がっこう}設立^{せつりつ}主意書^{いしよ}

余か輩謹て存念を記し以て我か嘉麻穂波両郡内四万七千余の兄弟に相談して從來飯塚村にある所の変則学校の模様を易へ之を嘉穂学校と改称し校舎を大にし普く少壮の子弟を教導せんと欲す其訳合と申すは他にあらず元来五感を全具せる人間たる者は云ふ迄も無く無情無心の禽獸草木と違ひ一種靈妙なる天賦の智識と云ふ者を此の世に生れ落る時よりして誰しも其身に受け得たる上からはこれを磨くに随つて愈光を増すことは孰れも承知前ならん然るに其磨く器械と云ふは則ち今度思ひ立ちたる学校はれなり又独立自治と云ふて少しも他人の厄介にならず一個の暮しを丈夫に立て身よりして家家よりして国追々世上一般の事にも心の廻り手の届く様になるころ人間の本分ならん然るに其基は此学校にて文事の修業する外に勸業の事を勉励し己れか身体を労力するにあり而して人々固より其働きをなすへき機関の五体を持ちながら若し一方に偏よりて文学のみを修業すれば健康に生れ付きたる体質も却て病を生ずることあり夫よりして自から労力の業を為すこと能ず終ひにハ今日の暮し方にも差支ゆるに至るものあるハ実にふかひなき次第にて是れ則ち古来文弱の歎ある所以なりされはとて唯一向に其暮し方にのみ汲々として世上の事は更なり日用の文字さへ見分けることもならず僅に両手両足を動かして其日其日に喰ふて飢へぬ工夫計りをなし一寸先きは真くら暗にて世を渡り仮令ひ人より如何なる無理無法を言ひ掛けられても我

か持ち前の権利をだに伸ること能わす不安心ながらも枉て他に屈服するのわ其状恰も盗犬の食物を求むるために東西に駈け廻り腹中は兎哉角充ると雖とも或ハ東隣の抛擲に逢ひ或わ西家の呵責を受くると一般にて是れ亦実に歎かわしき次第にあらずや故に人わ文学士計兩つながら修業して天賦の智識を充分に開発し自個の独立を確乎と保持せずんはあるへからず故に学校に出る家宅に在るの差別なく読書算術農工商の職業出精して片時も怠るへからざるハ素より人間一人前に差当る職分なり而して政府の保護受るために其費用に供する租税金や己れが住居せる郡村の協議費等を出すこと決して等閑にすべからざるハ亦是れ人間一人前の義務にして此義務あるものハ又其權利を全ふせざる可らず故に社会交際のことにもせよ官より出づる命令にもせよ自然不公平と思ひ聊か安心せぬことわ其道理を穿鑿して臍の下に落付く迄どこゝ迄も存念を述べ愈不当のことあらは決して他より圧し付けられぬ氣象を養ひ我が一身一家を愛護するの心を拓め以て我国体を愛護するに至るこそ是れ斯れを眞の良民と謂ふへけれ今此の良民を育てん為め勸学勸業の二科を此校に設け以て他日の盛大を図らんと欲するなり其方法の概略ハ読書算術作文習字より以て世上日用の事に至る迄着実之れを教誨し勸業の法ハ校舎の最寄に地面を求め五穀を始め桑茶果物野菜等培養し其種蒔きの時候植付けの時節培養の仕方地味の鑑定より以て風雨水旱虫害等を除くの方法に至る迄世上の著書雜誌等に載する所を講究し之れを實地に経験して一家就産の道を教へ其他米舂き飯炊き掃除等何れも之れを自からし塾用の薪木も同く之を剪伐し時々山川に漁獵して英氣を養ひ鬱屈を解散し其筋骨を鍛鍊するも亦是れ學問の一端なり其最も注意すへきハ平常質素淳朴を旨とし礼

節を守り信義を重んじ且つ毎月一兩度ハ必ず私宅に帰省して其父母兄弟の安否を尋ね朋友親族の起居を訪ひ又一回ハ塾中にて演説会を開き近くハ一身一家のことより施て国家の大法を論しもつぱら独立公同の氣象を振り起し我か筑前国嘉麻穂波両郡より漸次全県全国にも及ぼして我日本の国權を五大州中に恢暢するに在るなり嗚呼両郡内の人々先覺ハ後覺を悟し各其心を協せ其力を戮せ共に此校の成立に憤起せは豈に唯各個の智識を増進し自家の独立を鞏固にするのみならず實に我福岡県の幸福なり實に我か日本帝国の公益なり其学科教則より校舍新設維持の方法等ハ載せて別紙に詳なり是れ又衆議の都合により其取るべきを取り其不可なるを改め易るハ皆至当の公論に任す冀くハ各人夫れ之を熟議あらんことを

嘉麻郡穂波郡

有志 敬白

明治十二年二月

この主意書によれば嘉穂学校を設立する目的は「良民を育てる」ことである。その「良民」とは「社会交際のことにもせよ官より出づる命令にもせよ自然不公平と思ひ聊か安心せぬことわ其道理を穿鑿して臍の下に落付く迄どこゝ迄も存念を述べ愈不当のことあらは決して他より圧し付けられぬ氣象を養ひ我か一身一家を愛護するの心を拡め以て我国体を愛護するに至る」人間をさしている。その良民觀が未熟ではあれ近代市民社会の市民

観を含んでいることは注目できよう。そしてそのために「勸学勸業の二科」を設けることとした。

ところで「嘉穂学校諸規則」は文部省へ伺い出る以前に更正されている。その際に「主意書中勸業トアルハ勸農ノ誤リ」としている。更正されたのは「嘉穂学校諸規則」の第一章第一条及び第四条であった。その更正以前のものとは更正以後のものを見てみよう。まず第一条は左のように更正されている。

第一条

更正前

本校の主意は一般人民の学資に乏しきか又は他の事故ありて永く学業に就く事を得ざる者へ普通の学科を授け且つ農学の初歩をも授くるものとす

第四条

本科の外更に級外の科を置き年齢十四歳以上にして下等小学科を卒へざるものへは今日要用の学科を授く

第一条

更生後

本校の主意は一般人民に普通の学科を授け且つ農学の初歩をも授け之を實地に履行せしめ独立自治の精神を養成するものとす

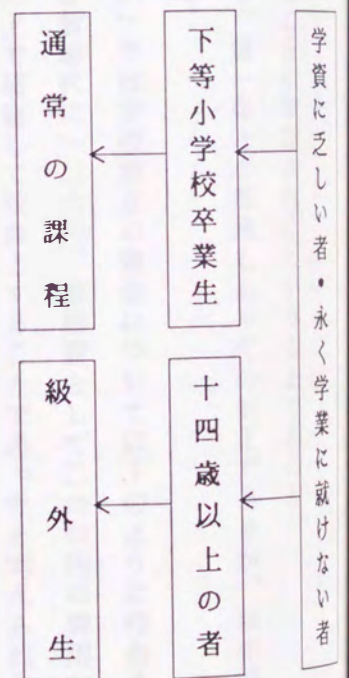
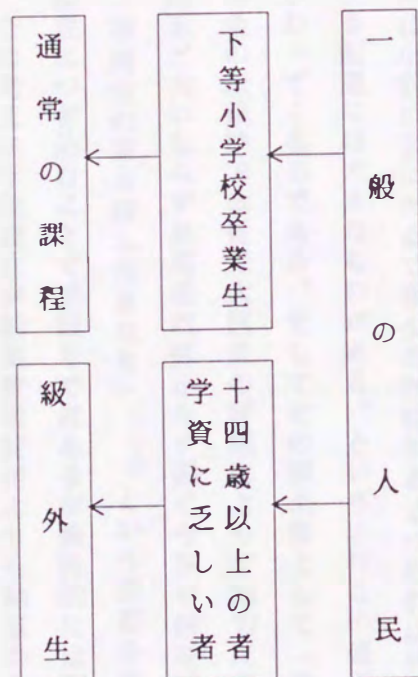
第四条

本科の外更に級外の科を置年齢十四歳以上にして下等小学科を卒へさるもの及び学資に乏しきか又は他の事故あつて永く学業に就く事を得さるものへ今日要用の学科を授く

最初にこの諸規則が書かれたときの嘉穂学校の教育の目的は経済的事情などで学ぶ機会を得にくい者に普通教育を受けさせることを優先的に考えていたようである。しかし、その後何らかの意思によって普通教育と農学初歩の教育の上に独立自治の精神を養成するという高邁な理念へと転換することになった。更正前の主意は福岡県内のいわば地方に位置する嘉麻穂波郡の教育要求という観点に立てば重要な問題を指摘している。師範学校の附属中学をはじめ、一定程度以上の普通教育を受けようとするれば福岡や久留米などの都市部へ出るか東京や大阪などの大都市に遊学するしか就学の道がないことは明白である。多くの郡内人民にとってそうした遊学は何より学資の問題として困難であつたろうし、生業とのかねあいからも無理があつたであろうことは推測に難くない。それらの教育要求に応えつつ難題を克服するには郡内に普通教育機関を設立することがもっとも妥当な方法であつたと考えられる。そうした率直な思いが当初の第一条にあらわれているといえよう。しかし、つきつめればそのことは学資云々が問題なのではなく郡民全体の教育要求を満たしうるか否かの問題であつた。それが第一条更正の理由であつたのではないだろうか。換言すれば、郡民全体が「学資に乏しきか又は他の事故ありて永く学業に

更 正 後

更 正 前



就く事を得ざる者」に相当することが確認されたということであろう。

第四条は級外生の規定である。第一条との関連もあつての更正であるが、就中学資の問題を抱えた者について級外生の制度を位置づけている。

さて、この「嘉穂学校諸規則」では学校設立の資金について以下のように校舎その他備品などを含めて五三三円余を計上している。校舎及び敷地代に一二〇円、修繕費として二〇〇円の費用が見込まれているところから判断して既存の建物を買取った上で補修して校舎とすることであつたと考えられる。その資金の捻出には選択肢として「之を嘉麻穂波両郡内の戸主総数凡そ九千百戸に賦課すれば壹戸五錢五厘に当り左迄大層の金高にはあらざれども一時に之を切立んには小前の者におゐて多少の苦情もあるべければ外に能き方法を設けざる可らず」というように低所得者層に対する配慮には大きなものがある。というよりこの低所得者への配慮こそが郡民全体の学校という位置づけともかかわってくるのである。そしてその解決策として「幸こゝに嘉麻穂波両郡の共有物たる計出米代金若干円あり此の金の取扱ひ方は従来大区会の評議によりて諸方に貸付け若干の利子を徴し以て勸業の費用に供せり然れとも其功未だ大いならず其用未だ拮からず因て今其半額を校舎設立の費用に充るときは勸学勸業兩つながら盛隆し実に一挙兩全の策と謂ふ可きなり」^(二十五)という提案を予算書ではしている。この論理は勸農用の資金を教育に学校設立につき込むことで遠回りではあるが最終的には郡民の利益（勸農・勸業）に結実するのだという見方である。この考えは学校設立が勸業費用貸付よりも勸業のためには将来的に有効であろうという人材投資的な考え方を示している農業（Ⅱ地域）振興という場面において学校というものに対する高い期

校舎・敷地代	一二〇円
校舎修繕代	二〇〇円
書籍買入費	一〇〇円
水屋并炊場設立費	二四円
開校式費用	七円
新設用懸給料	一〇銭
備品類	八二円九銭
計	五三三円一九銭

給料	教員三名 世話役 小使	三五円 三円 二円
書籍費		五円
諸雜費		五円
新聞雜誌費		一円
校舎修繕費		二円四〇銭
校敷地地租		三〇銭
一ヶ月計		五三円七〇銭
一ヶ年計		六四五円六〇銭

「嘉穂学校設立主意書」『西田たま子文書』より作成。但し、經常費の集計に一ヶ月一〇銭の計算違いがあるがこれは原史料のまま記載した。

待が込められていたことを推測させるものである。

経常費についてはおおよそ年間に六四五円余が計上されているが、その捻出については地価一〇〇円に対して一ヶ年に一銭三厘を課し（地価が三五八万七五二五円六七銭七厘、賦課金は四六六円三七銭八厘）、全戸には一戸あたり二銭を賦課して（九千百戸、賦課金は一八二円）六四八円三七銭八厘の収入を得る計算をしていた。これをそのままてこむと他の収入なしで充分経営がまかなえることになる。実際「学費則」には「其本籍両郡内にある者は受業料を納むるに及はされとも他郡区の者は一ヶ月金拾五銭宛受業料として納むべし」と明記され、郡民子弟については無償を原則としていた。小学校すらもが有償であったこの時期に中等段階の学校において受業料を無償とするということはこの学校を設立するということじたいが総体としての郡民の教育要求を表明するものであったといつてよい。

他の学校についてもいくつか見てみよう。久留米中学校山内分校が設立されたのは山内村上等小学兼変則中学中洲校の教育実績によるものであった。すでに第二章で述べたように上妻郡一帯では近世より庶民の間での漢学教育の組織化が行われていた。これは近代の高等普通教育を要求する民意へと再編されるものであったと考えられる。『稿本八女郡史』では衆議院議員、島根県知事などを歴任した中村彦次の紹介に際して左のような記述が見られる。

……十年（丁丑）西南の乱終り、人々中等教育の必要を感じずるや、彦次樋口真幸、十時嵩、城後三平、

中野平五、師富進太郎等と相謀り、郡内有志者と協議し、山内村（今川崎村大字山内）に、変則中学中洲校を創め、樋口氏（真幸）を推して校長とし、以て青年子弟を教育せり、之を本郡中学校の濫觴とす（本校明治十一年十二月二十六日を以て開校す）是より先き、筑前の人、中村耕介、区長として福島第五調所に來り臨み、一二同国人士を以て当調所内の正戸長とす、蓋し顧問に備ふるなり、彦次等悦はず、陰として一敵国の觀あり、中洲校の興る、亦其反動の致す所たり、十一年（戊寅）十月、久留米人、堀江三尚、上妻下妻郡長として來り臨む、乃彦次三平、平五、松本次郎等を、郡書記に採用す、皆命を聞く、進太郎中洲校教員たり、彦次爾來郡衙に居り、寡言沈黙苟も口を開かず、而して一郡の重を荷ふ：

これによると変則中学中洲校の設立のきっかけは筑前人の官僚に対する反発に一つの動機を持っているとされている。そして久留米人が区長となると設立関係者が軒並み郡書記になるという人事が行われていることから学校自身がある種の政治性を持っていたことを示している。その政治性はここに名を連ねた人々がいずれも庄屋クラスの出身であることに発していると言えよう。そして同時に彼らは牛島栗斎か高橋嘉遜の門下生すなわち後期継志堂か会輔堂の出身者でもあるということである。その意味で中洲校の設立を求めた教育要求は近世末期の上妻の教育伝統の復興にあったのである。

氏 名	出 身 身 分	学 習 歴
中村 彦次	前津村庄屋次子	牛島栗斎(継志堂)
中野 平五	国武村庄屋	高橋嘉遜(会輔堂) 明善堂居寮生
城後 三平	鶴池村庄屋長子	高橋嘉遜(会輔堂)
松本 次郎	新庄組久恵村庄屋第二子	高橋嘉遜(会輔堂) 池尻葛覃
樋口 真幸	酒井田村浪人	高橋嘉遜(会輔堂)
十時 嵩		
師富進太郎		

柳川中学校橘分校の前身となったのは元伝習館教授志賀巽軒の開いた銀水義塾であった。銀水義塾の開業願は左の通りである(二十六)。

家塾開業願

最寄ノ各村ニ於テ小学校入学ノ年令ヲ過ギ遠路遊学等モ相任セ兼然余儀文字廃業罷在候者共多分御座

候ニ付此節私共輩申合第五大区本県管下三池郡第五大区三小区豊永村寄留志賀喬木借宅ニ於テ家塾設
立仕同人儀ヲ申請ケ諸伝習仕度依之学科教則等左ニ具載シ仕奉願之候也

教則

一、課業ヲ分テ三級トス生徒ハ小学校就学ノ年令ヲ過ル者ニ非レバ入塾ヲ許サス

一、学科並ニ書目ハ左ニ具載ス但書籍ノ急ニ備ヘ難キ者ハ姑ク他書ヲ代用ス

一、毎級卒業ノ者、教師ヲ經テコレヲ進級セシム、第三級史学（国史略、外史、十八史略、西史鑑要等）、
地学（地学ノ初步蛮地史略等）、修身学（和漢西洋書ノ初学ノ通曉シ易キ者ヲ用ヒ）、作文（通常ノ書
牘ヲ作ラシム）、数学、習字デ作文、習字ハ各一週三時間他ノ学科ハ一週六時間デアル、第二級史学
（皇朝略史、政記、綱鑑易知録、泰西史鑑等）、地学（前級ニ同ジ）、理学（物理階梯博物新編等）、
修身学（前級ニ同ジ）、作文（記事及ビ論説体ヲ作ラシム但シ仮字ヲ雜用ス）、数学、習字ト修身学ガ
各一週ニ三時間他、一週ニ各六時間、第一級史学（大日本史、六国史、道鑑、万国新史等）、地学（前
級ニ同ジ）、法律学（改定新律、明清仏律等）、他ハ一週ニ各六時間トナツテキル。習字作文ガ省略サ
レテキル。

塾則

一、本舎ハ小学齡外半途廃業ノ者戮カ協議ノ官許ヲ請テ開設スル義塾ニ付小学年齡ノ者ト雖モ正課ニ修
ムル余力ヲ以テ来学スルハ此限ニアラズ。

一、庶事官命ヲ遵守スルハ勿論平素徳行ヲ主トシ課後或ハ休業日ニハ布令及ビ新聞紙等ヲ縦読シ時勢ノ沿革国歩ノ運進等ニ着目シ務メテ人民ヲ誘導シ方今ノ御旨趣ニ向化セシムルヲ注意スベシ。

一、教師ニ対シ礼敬ヲ尽シ其告諭督責セラルノ所ハ各自省察シ聊違背セス専一ニ業ヲ受クベシ。

一、朋友ノ際ハ礼儀ヲ正クシ互ニ信義ヲ以テ相交ル可シ。

一、肄業中ハ勿論放課時間ト雖モ無用ノ雑談或ヒハ不行儀ノ挙動ヲナシ他人ノ業ヲ妨クル等決シテ致ス可カラス。

一、食事ノ外菓物及酒類等塾中ニ於テ取扱フ事嚴禁タルベシ。但シ二祭二祝日ハ此例ニ非ス。

一、伍長ヲ設ケ生徒ヲ分轄シ勤怠ヲ調査シ月末毎ニ教師ヘ届出ベシ。

一、前条ノ規則ヲ犯ス再三ニ至リ止サル者ハ退塾セ使ベシ。

右之通開業仕度此段奉願候也。

明治九年八月一九日

第五大区三小区豊永村士族

結社人惣代

樺島与三郎 ㊦

(二八年六月)

同区一小区南新開村士族

同

山川 誠之 ㊦

(三十二年九月)

同区三小区倉永村士族

同

椎崎 千之 ㊦

(二八年二月)

同区亀崎村士族

同

浜田 平一 ㊦

(三五年一〇月)

同区豊永村士族

同

多賀 安邦 ㊦

(四四年二月)

第六区一小区宮部村士族

同

今村 広門 ㊦

(三九年一〇月)

同区 同村

同

由布 九郎 ㊦

(三二年九月)

この銀水義塾が小学校卒業生を対象とした教育階梯に位置づくものとして構想されていたことは「開業願」から推察される。また、「塾則」には「本舎ハ小学齡外半途廃業ノ者戮カ協議ノ官許ヲ請テ開設スル義塾ニ付小学年齡ノ者ト雖モ正課ニ修ムル余力ヲ以テ来学スルハ此限ニアラズ」と記され、必ずしも小学校とのアーティキュレーションにはこだわらない部分もあったが、それは当時の教育の普及状況によるものであろう。また、この結社人がすべて士族であることが士族層の知的渴望状態が高等普通教育への教育要求の底流となっていることを推測させる。その意味では嘉穂学校や中洲校とは趣を異にするものである。この銀水義塾は明治十二年四月に公立銀水中学校と改称した。この改称はその後の銀水義塾が小学校卒業生を主とした対象とする中学校としての教育実績を持ちつつあったことを示していると思われる。但し、『文部省年報』には銀水中学校の名は見当たらないので改組の実態は不明である。

四 教育内容及び水準の特徴

嘉穂学校の入学資格は十四歳以上の級外生は別として「凡そ本校に入学する者は必ず下等小学科を卒業せし者たるべし」と小学校下等科卒業をもって入学資格としていた。であるから入学条件に関してはこれは『学制』でいうところの上等小学程度の水準であるといえよう。しかし、課程は上下二等から編成され、それぞれ五級（一級六ヶ月）二年半制、トータルで五年制としていたのであるから上等小学ではなくやはり変則中学に位置づけら

れるものであるといつてよい。別掲の教則を見ると嘉穂学校がどういふ教育を行おうとしていたのかが推察される。

まず教科が読物、講義、農学、作文、算術、記簿法（第一級のみ）となっていて、県立中学の志向したものは基本的に異なっている。学科課程は農学を主体に構成され、読物、講義といった教科が高等普通教育の諸学科に代わるものとなっており、相応の書目が列挙されている。

農学科は「書籍上の講習のみに止まらず毎日一時間或は二時間宛植物園^{うそのぼたけ}にて土地の耕耘植物の培養及び播種の方法等実地に就て研究せしむ」（嘉穂学校諸規則第一章第八条）というもので、勸学勸業というこの学校の方針の柱となるべきものであった。読物、講義については「読物料は輪講^{りんこう}を主^{おも}とすれども時に教師より講述（こうしゃく）する事あらん」（同第七条）、「講義科は性法字国法字文章字修身字経済字等にて何れも生徒字力の差等^{さとう}に応じ講述する者なり」（同第九条）というように多くは教員の講述による教授を含むものであり、啓蒙書などを教師の解説によって学習するといった近代的教養の獲得を目的とするものであったと考えて良い。また、教則は一部の漢字については左右にルビをふつてある。（引用文中ルビで示したのは右側のふりがなで）内は左側のふりがなである。）このことからこの学校の教育の対象者が相当幅広い層にわたるものであったことが推察される。だからこの学校で学ぶということの意味は従来の武士的な、もしくは官僚養成的な学問のあり方とはやや趣を異にしている。それは「従来（これまで）学問の弊^{つひ}は常に書籍筆硯^{しよすふで}（しよもつふですゝり）のみを取扱ふ故身体次第に軟弱^{なんじやく}（よわく）となり瓊少^{さしやう}（すこし）の労にも堪へず 遂には其家業^{かぎよう}を忌倦^{きけん}（いと

うみ)し其生産をも衰亡(うしのう)するに至る者あり故に本校へ入学するものは春米(こめつき)汲水(ひみ)つくみ)耕土(かうど) (たかへし)等の労事に服せしめ且第三日曜日には山に入採樵(さいしやう) (たきゝとり)して其筋骨を鍛錬(きたう)せしむ(同第十二条)という学校生活全体が農民の日常生活との強い関係性の中で構成されていた。そして「両郡内より入塾せる生徒は毎月第二日曜日には必ず其故郷(おやさと)に帰省(かえり)し父兄の安否(きげん)故旧(ともだち)の起居(きげん)を訪はしめ其親愛(ひたしみ)友誼(ゆうぎ)の道を厚ふせしむ(第十一条)と毎月の帰省を義務づけているのはこの学校が農民の再生産教育にのみ目的を持っていたことを意味している。

また「無学の人の智慧を開かん為毎月第一日曜日に演説会を開き今日要用の事柄を演説して老(としより)若(こども)男(おとこ)女(おんな)に拘はらす各随意(きまゝ)に來聴(らいちやう)を許す(同第十条)と地域に対する啓蒙活動も嘉穂学校に課せられた役割であった。

一方、士族のみが結社人になっている銀水義塾はその教育内容を未熟ではあるが、産業と直接結びつくような内容のものはふくまれていない。

五 地方的中学校教育要求の展開

明治十三年六本校十三分校制の実施により嘉穂学校をはじめとする郡部の高等普通教育を標榜する諸学校は県立各中学の分校へと再編された。嘉穂学校は甘木中学校飯塚分校へ、山内上等小学兼中洲変則中学は久留米中学

校山内分校へ、銀水中学校は同じく久留米中学校の橘分校へそして三潯郡の木佐木中学校が久留米中学校江上分校となったのである。

『文部省第八年報』には左のように福岡県下の中学校の景況が記されている。

中学校

該校ハ總テ県立ニシテ本分校ヲ合シテ十九個ナリ而シテ本年ハ分校一個ヲ増置セリ是レ十三年度県会ノ決議ヲ取り外各校ト同時ニ設置スヘキニ遷延今日ニ及ヒシモノナリ然ルニ校数ノ過多ナル教員ノ供給足ラス之ヲ他府県ニ聘セントスルモ費用資セス常ニ其欠乏ニ苦メリ彼ノ修身読書歴史科ノ教史ノ如キハ概ネ従来地方ニ学者ノ名アルモノヲ採用セシヲ以テ稍其供給ノ不足ヲ見スト雖トモ物理化学博物数学等ノ教師ニ至リテハ甚シキ不足ヲ告ケ其他学科ノ教師モ亦容易ニ之ヲ得ル能ハス多クハ本県下居住ノ者ニシテ曾テ官立師範学校ニ於テ卒業シ或ハ各所ニ遊学シ粗其教授ニ堪フヘキ者等ヲ選用シ尚本県師範学校卒業生ノ拔群ナル者ヲ以テ補充セリ故ニ本校及ヒ二三ノ分校ヲ除ク外概ネ下級ノ生徒ヲ養成スルニ止マリ自然学歩遅滞ノ憂ナキ能ハス然レトモ全体ニ就キ觀察スレハ生徒ノ数ハ千八百八十六名（男千八百七十八名女八名）ニシテ前年ニ比スレハ四百五十二名ノ多キヲ加ヘ学業進歩シ已ニ全科ヲ卒業スル者（柳川中学校六名福岡中学校七名）アルニ至レリ

要は本校分校合わせて十九校の中学校を作ったといふことはいずれも福岡県立中学校規則の規定をうけるものであり、当然のように学科も限定されてくるから「物理化学博物数学等」の所謂近代教科の教員不足という事

態を生み出すことにはなる。しかし、問題は嘉穂学校のような地方の生産活動の中からの教育要求を具体化した学校は根本から変革を余儀なくされる。郡部の高等普通教育要求は福岡県の場合県立中学校の分校となったところで大きく変質したと言える。教育目標そのものが生産活動における有用性よりも社会的階層の再生産機能に集約されるようになっていくのである。皮肉なことに福岡県においては中等教育の正格化政策は教育内容の面に關しては自由教育令下で始まっていたとも言えるのである。

これら県立中学の分校は中学校教則大綱によって政策としての正格化が具体的に進行するにともなうて再び地方（郡部）に返されることになった。とりあえずは明治十五年には県立九中学校と公立九中学校の体制となり、これらの公立中学校は徐々に衰退の道をたどることになった（福岡県の正格化政策をめぐる議論は次章にて扱う）。一方、自生的な高等普通教育の要求を胚胎していたところでは自主的な中学校教育の編成を行うところもあった。先に山内上等小学兼変則中学中洲校について触れたが、明治十四年再び甘木中学校山内分校に公立中洲学校が併設されたのである。その設置伺は左の通りである。

公立学校設置伺

一 設置目的

小学中等科卒業以上ノ学力ヲ有スルカ若シクハ十四年以上ニシテ事故アリテ中学普通学科ヲ履ム能ハサルモノヲ入レ史学修身作文算術習字ノ五科ヲ以テ教授ス

一 位置

上妻郡山内村千二百十一番地字小中洲即千中学山内分校構内

一 名称

公立中洲学校

一 学区町村

上妻郡下妻郡全町村福島村外百十八ヶ村

《 中 略 》

一 建物

教場

壹個十坪

教員扣席

五坪

食堂

七坪

寄宿寮

十坪

一 經費

支出之部

金四百八十一円

《内 訳 略》

収入之部

金四百八十二円三十四銭九厘

内

金四百四十二円三十五銭九厘

但積金四千八十五円八十二銭五厘ノ利子

金四円

但大小便払高

金三十六円

但授業料「生徒二十人ト見テ」

右上妻郡下妻郡全町村協議相整ヒ中学山内分校構内ニ設置仕度別紙分校幹事中野平吾上申書并図面相添
工此段奉伺候也

明治十四年八月三十日

上妻 上妻郡

下妻 下妻郡

学務委員総代

内藤茂三郎

右同人民惣代

平 米 作

右 同

諸 富 杏 坪

平 米 作 代

右同委員戸長

大 友 章 一

右 同

藤 本 文 太

右 同

松 延 忠 次

公立中洲学校の場合、近世以来の上層農民の間の漢学教育の伝統があった。この地域の高等普通教育機関をめざした先駆けの山内上等小学兼変則中学中洲校もそうであったし、この公立中洲学校もそうした上層農民の学習要求を反映するものであった。時期は若干異なりはするが、銀水義塾が士族を結社人としていたのに対し、中洲

学校では人民惣代及び戸長などという村の指導者層をいわば発起人として伺いを出しているのである。そのことは県立中学校の指し示す高等普通教育の基準とは別の基準を擁していたと考えられる。

ちなみに明治十三年五月廿一日改定の福岡県立中学校規則と公立中洲学校規則中の入学規定について比較してみよう。

福岡県立中学校規則第一章第一条

生徒ハ小学全科卒業ノ者及ヒ滿十四年以上ニシテ普通ノ書ヲ讀ミ算術ヲ為シ得ルモノハ共ニ試験ノ上入学ヲ許ス

公立中洲学校規則第一章第一条

此校ハ小学六ヶ年ノ課業ヲ終ヘ或ハ十四年以上ニシテ中学正課ヲ履ムコトヲ得サルモノヲ入レ教授スル所トス

つまり県立中学では小学全科の卒業生を基準にしていたのに対し、中洲学校は中等科卒業程度を基準としている。また、「中学正課ヲ履ムコトヲ得サルモノ」という表現はまだ中学教育の普及していない当時にとっては単に中学教育の機会を逸した人々という意味よりもアーティキュレーションを無視した自己完結的な高等普通教育を求めているとみてよいと思う。

学科については左のようなちがいがあつた。

福岡県立中学校規則

第二章

教則凡例

第一条 教則ヲ分ツテ十三科トシ等級ヲ分ツテ八級トス

第二条 毎級ノ修業ヲ六ヶ月トシ則在学四年ニシテ始メテ学ニ就クモノハ第八級トス

公立中洲学校規則

第二章 教則凡例

第一条 学科ヲ分ツテ「史学、修身、作文、算術、習字」ノ五科トシ等級ヲ分ツテ八級トス
但当分ノ間算術ノ一科ヲ欠ク

《 中 略 》

第四条 毎級ノ修業ヲ六ヶ月トシ則在学四年ニシテ始メテ学ニ就クモノヲ八級トス

中洲学校規則は福岡県立中学校規則に形式的には準拠し、内容的には十三学科を五学科に精選したように書か

れているが、教則には算術は省かれ、史学、修身学、作文、習字の四科しか記載されていない。いわば教師のあるある学科のみを置いているのである。そして一週あたりの総時間数は県立中学校が三十時間であるのに対して中洲学校も同じ三十時間を擁している。しかし県立中学校の教則では史学が一週六時間、修身学と作文はそれぞれ三時間が配分されているのに対して、中洲学校は史学が一週あたり十二時間、修身学が十二時間そして作文に六時間の時間が割り当てられている（作文は自習）。学科数が削減された分、特定の学科にたっぷり時間がかけられるようになっていたということであろう。教則の上では中洲学校で使われる教材はほぼ県立中学校の教材とは変わらない。そしてほとんど史学、修身学のみを集中的に学習することで足れりとしたのは史学、修身学の内容が藩政期における漢学教育の内容に近い感覚があったからではないだろうか。

はじめに

福岡県に明治十年代のはじめに自由民権運動の政治結社向陽社が結成され、これに併設されるかたちで向陽義塾が設立されている。この自由民権運動が生み出した教育機関である向陽義塾はやがて法律専門学校藤雲館へと引き継がれ、後に修猷館再興にあたってはその設立の基礎となるのである。ここでは自由民権運動とのかかわりのなかで生まれたこの向陽義塾の系譜が政社の学校という性格を脱して一教育機関としての主体性を獲得していく過程に注目し、中学校教育における人民自為の状況が政治的主体性に端を発して中学校教育を生成するひとつの潮流をつくったことは中学校教育の形成過程における重要な意味を持っていると考えられる。

とはいえ、問題は中等教育史における自由民権運動の役割の重要性を指摘することではない。確かに自由民権運動には「民権の実現のための政治手段と同時に、創造すべき人民教育機関のひな型として構想するという考え方が強かった」^(三十七)のかもしれないし、そうした視点からの研究も必要といえよう。しかし、そうした文脈で設立された学校であったとしても学校は学校として一人歩きをはじめ、政社を離れた一教育機関として新たな機能を持つことになったと考えられるのである^(三十八)。ここではそうした学校の個性の確立と新たな任務の獲得に焦点をあて、向陽義塾の系譜が一政社の私的な学校からいかにして公共的な学校としての性格を有するようになっていったのかを模索してみよう。

一 福岡の自由民権運動と向陽義塾

福岡の自由民権運動は、明治八年二月、大坂における愛国社創立集會に筑前から越智彦四郎、武部小四郎の二名が参加したこと^(二十九)をもつて嚆矢とされる^(三十)。しかし、彼ら「民権家」がどれだけ自由民権運動を意識して動いていたかは疑問である。越智、武部をはじめ福岡の変の中核として戦った人々や頭山満、箱田六輔、進藤喜平太などのちの向陽社Ⅱ玄洋社の活動家を多く生み出したのは勤王派の漢学者高場乱^(三十一)の私塾であった。高場塾は向陽社Ⅱ玄洋社のひとつの源流として重要な存在ではあるが、いわゆる自由民権の説を云々した塾ではなかった^(三十二)。福岡志士が自由民権の運動に目覚めたのは福岡の変に敗れたあと生き残った頭山、進藤ら^(三十三)による開墾社の活動の中においてであろう。頭山ら旧矯志社員は福岡の変に際してはたまたま獄中であつて戦死を免れた。西南の役平定後、彼ら旧矯志社員を中心に明治十年十一月に開墾社が博多湾頭海の中道に結成された。開墾社は「福岡志士の元氣振わず秋風落莫の觀あり」^(三十四)という状況を憂うる意識から結ばれたものであった。この開墾社はその位置から向浜塾とも呼ばれ「自主独立の精神を養ひ士氣を挽回して言論實力を以て秕政改善に尽さん」^(三十五)ことを目的にしていた。そして「(塾の)北統きに十万余坪の山林を獲得し、半日はその松を伐つて兵糧の資とし、半日は相集つて講書練武の課業を励」^(三十六)み、「一朝事に臨んで奮起する準備」^(三十七)をなしていたとされる。そしてこの雌伏時代に土佐立志社と關係を持つようになり、明治十一年向陽社の結成となつたのである。

一方、後に水野元直は「是より先秋月の儒者吉田利行福岡に來りて福岡新聞を興し傍ら成美義塾を設けて生徒

を養ひしが其事微々として振るはず、且つ新聞と義塾と両立し難き事情あるを以て有志の士彼と謀りて成美義塾を廃塾せしめ新たに我党の手を以て向陽義塾を創設したり」^(三十八)と記しており、政治結社向陽社が政党として何らかの目的を持って買収したことを窺わせるものである。この成美義塾については、東京曙新聞に「爾後擾乱静定し郡利、林斧助等の諸士青年者薫陶の地なく、漸次浮薄者流に陥らんことを患へ、僅に十一学舎の残具を収め、十一年春成美義塾と改称し福岡本町に開塾したり、然れ共学科等皇漢の学に止まり、教育の方法も充分ならざりしが、同年秋開塾舎合併向陽社と唱へ」とあり、成美義塾もまた西南の役後の反政府勢力の青年教化の場として結成されていた。そのことは向陽社及び向陽義塾が思想的に一枚岩の結社として結ばれたのではなく、反政府勢力の結集という性格をもっていたのである。

創設当初の向陽社は「筑前福岡の向陽社は近來ますます盛んにして、殆んど立志社の上に出でんとするの勢あり」^(三十九)とその隆盛ぶりが伝えられている。一方、向陽義塾も「先達紀元節ノ前夜該塾（向陽義塾）ノ生徒ガ暴発セントスルトテ、福博ノ市民中荷造シテ立退ク者アリタルヨリ、今ニ何ノ日何ノ夜ハ発スト云ヒ」^(四十)云々と記事に書かれたように血氣盛んな青年が集まっていたようである。明治十二年度の『文部省年報』所載の私立中学校表には福岡県の私立中学校は二十一校掲載されている。そのうち、福岡区内の中学校は左の四校であった。

名 称	地 名	設 立 年	教員数	生徒数	主長タル者
-----	-----	-------	-----	-----	-------

荒津校	福岡区荒戸町	明治十二年	一	一四〇	県 運
向陽義塾	同 本 町	同 十 一 年	一	一二〇	吉田 鞆次郎
漸強義塾	同 竹若町	同 三 年	一	一八一	広瀬 鉄郎
春信義塾	同 葉院町	同 十 二 年	一	一二〇	宗 盛 年

この年の『文部省年報』には「教育令ノ発スルヤ私立学校ハ中学トナク小学トナク往々設立スル者アリト雖モ其意真成ニ本令ノ本旨ヲ体了シテ子弟ノ教育ヲ重ンスルヨリ出ルモノ稀ニシテ大抵一時糊口上ノ便利ヲ謀リ或ハ一己ノ偏見ヲ固守シ又ハ卑近ノ教則ヲ設ケテ旧習父兄ノ意ニ叶ハシム等ノモノアリ」と現状批判をしている。教育令が人民自為の状態に拍車をかけており、向陽義塾はまさにその産物であった。ちなみに、翌年の『文部省年報』には「明治十二年教育令御発令後一般自由ノ風潮ニ傾向シ学校ヲ分離シ規模ヲ狭小ニスルモノ陸續相踵キ教則ヲ編制スル専ラ浅近ヲ旨トシ普通科ヲ具備セサルモ認可ヲ得ヘキヲ期セシニ其稟伺スルニ及ヒ不完備ヲ以テ却

下セラルル」と翌年からは正格化政策の予兆として認可が厳しくなっており、向陽義塾も右の諸私立中学校も中学校表からはずされている。

ところで明治十二年に玄洋社が創設され、向陽社の政治潮流は玄洋社に引き継がれ、向陽義塾は教育機関として独立していった。そしてより充実した学校への発展をめざして明治十四年一月に旧藩主黒田家の援助を得て藤雲館（法律専門学校）を設立し、向陽義塾はこの新しい学校に吸収された。

藤雲館も一時は隆盛をきわめたがやがて経営も行き詰まり、折しも英語専修学校設立の要請もあって明治十八年七月金子堅太郎の仲介と黒田家の資金によって英語専修校県立修猷館へと改組されている。この修猷館はやがて尋常中学校へと転身し、福岡県の中学校教育の一翼を担っていくのである。

二 向陽義塾の自立と藤雲館の設立

イ. 二者一体の時代

向陽義塾の設立については、頭山満が明治十一年九月の愛国社大会より帰ったところで「寄宿舎と学校を作つて、平時は大いに道を講じ有時には即ち兵となるといふことにして、大いにやらう。それをやるには官吏は月給の百分の一を出してくれ、通常の社員は月に二十錢づつ出せ。何百何千の社員を拵へて大いに天下を導かうといふのだ」^{（四十二）}と福岡の同志に訴えたと言うが、この構想に基づいていたとも考えられる^{（四十二）}。

『植木枝盛日記』の明治十一年十二月四日から六日にかけて、頭山に関する記述がある。

四日 朝板垣退助を問ふ。頭山満を問ふ不在。

五日 頭山満来る○立志社へ行く。

六日 朝頭山満を問ふ、同氏帰る。

このとき頭山は植木を向陽義塾へ招待したらしい^(四十三)。果たして植木は明治十一年十二月十七日に高知を発ち、大坂、松山で所用を果たしつつ翌年一月四日博多に到着し、翌日向陽社を訪れている。一月五日の日記には左のようにしたためられている^(四十四)。

四日 朝曇。人力車を以て発す。人家を外れてより実に曠漠たる松林 地は沙 中を行く。氣象凡ならず、行く一時斗霜露散下し風猛に到り寒甚し、傘ために折る。又暫くにして雨止み風に偏傾し、黒雲飛て山鳴り空響き、氣楽まず。四里赤間に至り、小休、更車畦町に至り食事し、更車青柳に至り、又更車、黄昏某処にて少休しソバウドンを喰ひ、社「夜力」に入り博多二口屋与平（中島橋口町）方に投宿す。此日寒氣実に猛烈、途上辛酸云ふべからず。

五日 朝福岡本町向陽社に行く。本日義塾開校式をなすに付、社員は勿論生徒及傍觀者等大勢群衆す。乃ち箱田六輔、頭山満、進藤喜平太、宮川撤二等数りの者に面会す。午后開業式に臨み演舌す。北川貞彦の宿に

行き之を問ふ。本日下名島町七十五番地油屋三郎方に投宿す。夜書状をつくる。

六日 本日寺尾某土佐に帰るに付書状を二通 一は家父、一は板垣 を托す。頭山、宮川等来る、相率て向陽義塾に至る。

七日 向陽社に行く。大坂愛国社に書簡を送る。夜北川と散歩す、柳町辺に到る。

植木は三月十八日まで福岡に滞在し、一月二十日から三月一日まで向陽義塾で泰西国法論の講義をおこなっている（四十五）。

また、向陽社と向陽義塾との関係については『玄洋社社史』によれば「頭山など十一学舎を再興せんと意ありしかば吉田に協りて成美義塾を譲り受けて之を向陽義塾と改称し実学を教授すると共に、大に政論を講じ自由民権の大義を標示して活躍する処あり、時に箱田六輔獄を出で世と絶ちて隠棲自重す、一日頭山、進藤相携へて箱田を其寓に訪ひ天下の大勢を述べ、志士儉安の不可を説きて向陽義塾々長たらんことを懇請す、箱田亦其意子弟の教養にあるを以て起つて之に応ぜり、之に於て政治運動に便せん為め別に政社を組織し、向陽社と称し、箱田を其社長に推す」ということであつて、学習・教育活動と政治運動との関係を表裏一体と考えて両者の役割分担は一応つくられていた。しかし、両者は「福岡県下福岡区本町ノ向陽義塾ハ昨年来社員一同大憤発ニテ、大ニ県下一般ノ人望ヲ得、社員ハ五六百名ニ相成リ、遠カラズ一國ノ結合モ出来スベシ」（四十六）（傍点原文のまま）と向陽社と向陽義塾を区別なく記述している。世間的には同じものに見えたのであろうし、実態的にも一体であつ

たと思われる(四十七)。

しかるに、明治十二年の終わりに向陽社内では平岡派と箱田派の派閥抗争が起きている(四十八)。これは表面的には向陽社の名称をめぐる争いであったと伝えられているが、その争点の根本は「筑前共愛公衆会を発足させるためにあたって、向陽社の性格をめぐる争論」(四十九)であった。即ち国権を第一義とし条約改正をまず主張する平岡浩太郎一派と民権を第一義とし何より筑前共愛講習会と歩調を合わせ推進しようとする箱田六輔一派との対立であった。結局この抗争は頭山の仲介によって平岡と箱田の談合がもたれ、平岡が社長に就任することで決着がついたのである(五十)。このとき平岡一派はすでに玄洋名を自称していたと思われ(五十二)、向陽社の政治的潮流は玄洋社へと引き継がれた(五十二)。そして箱田は向陽社Ⅱ向陽義塾において教育活動に専念することとなったのである。金田平一郎氏の明らかにするところによれば、水野正(元)直編輯の「藤雲館の創立」なる一文に「向陽社を玄洋社と改め平岡浩太郎社長となるや前社長箱田六輔は専ら青年教育の部面に力を注ぎ向陽義塾を福岡浜の町に移して藤雲館の素地を造り藤崎彦三郎亦力を館務に尽せり」とあるということであり(五十三)、このことから平岡体制の確立による玄洋社の発足が藤雲館設立の直接の要因であったといえよう。この藤雲館は向陽義塾が純然たる教育機関として自立するためにすべてを清算して発足した学校である。以下、向陽義塾が清算したものと藤雲館の成立とをいくつかの側面から検証することからこの向陽義塾→藤雲館の系譜の自立についてみてみよう。

ロ・設立理念及び学校観について

すでに見たように創設当初の向陽社と向陽義塾はほとんど一体であったが、制度的には向陽社は政治結社であり、向陽義塾はその内部に併設された学校であった。また、別に法律研究所・代言局を設け、弁護事務をおこなっていた。しかし、純然たる教育機関ではなく向陽社の青年部のような位置づけにあったのではないかと推測できないわけではない。向陽義塾の設立理念について一般に「向陽社旨趣」とよばれている一文を見てみよう (五十)

義務ヲ以テ成ル之レヲ義塾ト云フ義塾ハ則チ教育ヲ以テ民権ヲ培養スノ地ナレリ人義務ヲ尽スコトヲ弁知シテ而シテ後国家ノ盛立始テ共ニ期スヘキナリ於此今吾輩同志ト偕ニ国家ノ将来ヲ思ヒ茲ニ此ノ社ヲ期シ此ノ塾ヲ開キ其誓フ所ノモノハ特ニ公同博愛ノ主義ヲ以テ厚生利用ノ道ヲ実践シ先進ノ士ハ後進ノ士ヲ誘導シ後進ノ士ハ先進ノ士ヲ翼成シ則チ国家ノ盛立ヲ後先協同ノ間ニ期シ共ニ其智識ヲ研磨シ其事業ヲ励ミ情乎互ニ之レヲ責メ奢乎互ニ之レヲ戒メ遂ニ独立ノ元氣ヲ培養シ以テ俯仰天地ニ愧チサラント欲ス語ニ曰ク河海ハ岐流ノ漸立岳ハ塵末ノ積該社ノ旺盛ヲ量ル亦此ノ意ニ出テス苟モ国家ニ志アルモノハ亦能ク社会互相ノ義務ヲ弁知シ晨夕ニ来リテ此社ニ投シ協心同力各自治ノ精神ヲ振発シ国家ノ盛立ニ少補スルヲ期センコトヲ然ラハ則チ人間ノ義務豈唯我が輩ノミニ止マランヤ依テ名ツケテ公同博愛主義ト云フ

この「旨趣」ではまず義塾というものの定義について触れている。彼らの言う義塾は純然たる学校ではない。

義塾とは「義務ヲ以テ成ル」ものであり、「教育ヲ以テ民権ヲ培養」するところなのであり、ここから「国家ノ盛立」が開けるのだとしている。そして、「公同博愛主義」というものを標榜しているが、これは義塾に学ぶ者の心構えを表明するもので非常に情緒的な色彩が強い。「旨趣」というより一種の檄文と言えるものかもしれない。

またこの「旨趣」とは別に向陽社の趣意書としては植木枝盛起草の「日本帝国向陽社趣意書」（明治十二年三月八日）、及び「筑前福岡向陽社趣意書」（同年九月一日）の存在が知られる^{（五十五）}。これら二種類の「趣意書」は「旨趣」とは異なり、向陽社の政治的立場を示したものである。しかも植木が一月に福岡に来て、じゅうぶんにオルグ活動をしてから植木自身が筆を執ったもので、向陽社の政治性と方向性がある程度示されてからの文書である。しかるに「旨趣」にはそうした冷静さは見られない。おそらく「旨趣」は植木が向陽社を訪れて政社としての旗幟を鮮明にする以前に向陽義塾に結集した人々が義塾に寄せるパトスを率直に表現したものであろう。これは開墾社以来玄洋社に繋がる頭山を中心に結集するいわゆる筑前土族集団のありようを示しているといえよう。西尾陽太郎氏によると頭山は開墾社に身を寄せた「土族集団を、自活・修養集団として結集するというやり方」でまとめる方針を貫徹し、そこから生まれる集団は後の玄洋社に至っても「志を同じくする者の、去就の比較的自由的な集団で、戦術・戦略・行動・政策は各自の望むところにまかせるが、玄洋社の三憲則に示されているような志だけは一つにするという一点で結ばれている」特色にあらわれていると言えよう^{（五十六）}。今あげた玄洋社三憲則も向陽社内への派閥抗争を解消し、政治勢力を玄洋社へ一本化するときにつくられた簡潔明瞭なものであり

(五十七)、彼らは「筑前勤王派の純忠精神という伝統的心情の一点で結ばれる」集団であった(五十八)。

その意味で「旨趣」は当初の向陽義塾に期待されたものが的確に推察できる文書であると言える。

この「旨趣」から創設当初の向陽義塾の特徴を考えるならば、向陽義塾はまさしく「民権ヲ培養スノ地」としてそこに結集する人間が自身及び後進をして民権運動の活動家成長させることに目的を措いているのである。向陽義塾は確かに明治十二年には私立中学校としての届出がなされてはいたが、その意図するところは民権活動家の錬成場たらしめんとするところにあった。これは頭山らがかつて結んでいた開墾社Ⅱ向浜塾とほとんどかわるころはない。ただ、自由民権運動への参画が明確になり、政治的活動が顕在化してきていることにより、その目的も定まっていたといえる。それ故に政治と教育(学習)が未分化であるばかりでなく、政治活動即教育活動であり、教育活動即政治活動であるといういわば学びつつ活動する場であった。

しかし、平岡体制が確立して向陽義塾が教育機関として純化するようになると根本的な学校観の転換をしなくてはならなくなった。その結果生まれたのが藤雲館である。まず明治十四年一月七日、向陽義塾の閉塾の届出がなされている(五十九)。

福岡区本町九十三番地ニ於テ向陽義塾ヲ設置致シ教育罷在候処、都合ニ依テ閉塾仕候間、此段御届申候也

福岡県那珂郡春吉村 久田 全

そして同日、藤雲館開校の届出が県庁に出された（六七）。

私共儀私学開設ニ付曩ニ福岡区天神町七十八番地拝借仕候処自今新築中ニテ落成マテハ数十日ヲ要候条
今般福岡区浜町十五番地ニ於テ仮ニ開業仕候条教科書及教科表相添御届申上候也

那珂郡警固村五十七番地 岡沢 三中

早良郡西新町 樋口 競

一、学校名称及地名 藤雲館 浜町十五番地

一、学校資金 抛 金

一、生徒教養ノ目的 変則専門学科

一、教科目 法律科、英書科、漢籍科、数学科

また、当時の新聞にも「当区専門学校の藤雲館は来十四年一月十日より福岡浜の町黒田邸に仮校を設けられ開校に相成るよし」とあるのを見ると、藤雲館にの設立についてはこの学校の性格（専門学校）名称が市民に周知の事実であったことがわかる（六八）。

また、この仮校舎が黒田家の浜の町邸であることから旧藩主黒田家が設立に

かわわっていることも大きな意味を持っている。

それらは後述することとして、藤雲館設立の趣旨を示している「藤雲館創立寄附帳」^(六十二)の前文を見てみよう。

蓋聞国家ノ品位ヲ高隆ニシ社会ノ幸福ヲ増進スルハ人心ノ敦篤人智ノ開明ニ由ラサルナシ而シテ其智徳ヲ養成開進スルハ実ニ教学ノ事ニ由ラサル可カラス然レトモ其官立公立学校ノ如キ一定ノ規則アルヲ以テ年齒ノ過限ナル者学資ノ欠乏ナル者適意ノ学科ヲ修ムル能ハス復遺憾ナシトセス是レ私学ノ無カルヘカラサル所以ナル歟先是我福岡ノ地春信向陽荒津漸強ノ諸塾アリト雖各塾自ラ風ヲ異ニシ各校其趣ヲ同フセス於是乎我輩同志一種専門学校ヲ建設シ彼年齒ヲ過キ学資ニ乏キ者ヲシテ其就学スル所ヲ同シカラシメ県下子弟ノ智徳ヲ開進シ聊以テ教学ノ欠漏ヲ補助センコトヲ企画セリ……

すでに述べたように向陽社内への派閥抗争の結果として向陽義塾は純然たる教育機関としての道を歩むことになった。このことは一政社の私的な学習組織から公的な教育機関への転換を促したといえる。この設立趣旨を見ると官公立の学校では就学の制限が多くて学ぶことができない「年齒ノ過限ナル者学資ノ欠乏ナル者」に学習の場を提供することが私学の任務であるとする新しい学校観をうちだし、学校の公共性という側面を強く主張している。この公共性は一般に言う官公立学校の公共性とは一線を画すものである。先述したようにもとより向陽義塾は筑前勤王派の再生産を期す学校であったが、教育活動に専念していくなかで広く「筑前士族集団」全体の子弟

の教育要求に応じていく、すなわち「県下子弟ノ智徳ヲ開進」するという方向に転換したことを意味していると言えよう。向陽義塾は藤雲館へ系譜をつなぐことによって政治結社から自立し、教育機関としての自立の道を歩み始めたのである。

ハ・公共的な教育機関であることについて

この一政社の私的な学習組織から公共性をもった教育機関への転換は理念の上でのみ解決されるものではない。公共的性格をもっていることの大義名分と、市民からの期待に応え得るだけの社会的威信ないしは信頼というものが必要になってくる。

前掲の「寄附帳」には在来の春信、向陽、荒津、漸強の四私塾にかわる教育機関として一の専門学校を建設しようという構想が読みとれる。これら四私塾はいずれも明治十二年の『文部省年報』に私立中学校として名を連ねていたもので、先の表から見てもほぼ同規模の学校であり、おそらく当時の福岡ではもっとも有力な私立学校であったであろう。そこにはさまざまな動機づけはあろうが、中学校教育を求める生徒たちがいたことはまちがいない。それらの生徒とは政治運動の同志という枠にとどまらない広範囲の「筑前士族集団」の子弟であったと考えられる。彼らの多くがいわゆる官公立学校の「一定ノ規則」から疎外されているという危機感からそれを保障するという危機感があつたが故の藤雲館の創設であつたと考えられる。

ところで明治十三年度の『文部省年報』の中学校一覧表には私立中学校として先の四校は掲載されていないが、

福岡県年報の都邑学事統計表の福岡区の乱には左のように記されている。

私立各種学校 三

私立各種学校教員 八

私立各種学校生徒 三〇〇

これらの私立各種学校はおそらく前年の私立中学校が転身したものと思われる。そして十四年度になるとこうした私立各種学校は一校の記載もない。いずれもこの間に廃止されたと考えられる。しかし、荒津校の主長であった県運は藤雲館新築に際し監督の任を務めており^(六十三)、同じく荒津校で教鞭を執っていた原田北溟や春信義塾の主長であった宗盛年などは藤雲館の教師となっている。おそらく荒津校、春信義塾はこの統合再編計画に同意し、向陽義塾にしたがって藤雲館設立の一翼を担ったのであろう。漸強義塾についてはそうした人事の関連はわかっていない。漸強義塾は博多新聞を発行していた漸強社と一心同体の私塾であったが^(六十四)、『植木枝盛日記』によれば植木は福岡滞在中の二月十六日と二十二日に漸強義塾で講演をおこない、また、同月二十三日には「夜博多漸強義塾演舌会に寄る、大勢混雑す」とあり、当時頻繁に民権派の演舌会が開かれていた形跡がある。また、漸強社も共愛会成立前史とも言うべき聖徳寺の会合にも参加しているので^(六十五)、向陽義塾と行動をとみにしたと考えられないわけではない。しかし、漸強社の経営者松田敏足は筑前共愛会結成に参画したもののまもなく帝政

党系の新聞の編輯にかかわり自由民権運動の「弊風を制す」側に立っているので断定することはできない。

四私塾の合併について『修猷館再興録』では左のように記されている。

筑前有志者福岡各塾ノ教則未ダ完全ナラズ書生ノ風儀未ダ純一ナラザルヲ憂ヒ資金ヲ醗集シテ一ノ私立学校ヲ建設シ以テ教育ノ方針ヲ統一セント欲シ先ツ黒田家ニ請ウテ其ノ福岡区ナル浜ノ町邸ヲ借用シ明治十三年仮ニ学館ヲ開キ黒田一美ヲ推シテ総裁ト為セリ会々福岡県庁ヨリ学資金トシテ金若干円（是ハ筑前全国ノ溜金ノ内福博ニ割賦スベキ分）ヲ福岡区役所ニ下附セラレシカハ時ノ区長小野新路有志者ト相謀リ概金ヲ以テ学校ヲ建築セント欲シ之ヲ区会ニ附議セシニ区会ノ協賛ヲ得タリ是ニ於イテ醗集金ヲ并セテ費用トナシ藤雲館ヲ福岡市天神町ニ新築セリ

ここでは既成の四私塾を統合再編して一校に結集させようという計画にしたがって募金活動と黒田家への働きかけがあったことと、一方で県庁からの学資金が福岡区に下附され、この資金を合わせて藤雲館設立に至ったことを示している。

いずれにせよ、当時の福岡区内の有力な私塾を藤雲館に一本化することによってこれまで各塾に散在していた知性をここに集約することはできたのである。このことは藤雲館に高くかつ安定した知的水準を確保せしめたばかりでなく、福岡の士族層に藤雲館の教育の力量を認識させその教育面における信頼を得ることができたのである。

る。そして藤雲館は県下唯一の法律専門学校として公共的地位を獲得したのである。これは藤雲館が独立した教育機関として政治結社（玄洋社）とは明確に分離したことを示している。

また、政治結社からの分離と公的な性格をさらに鮮明にしたのは旧藩主黒田家との結びつき及び福岡県の公的な学資金の援助を受けた点である。先にも示したように黒田家の浜の町邸を借用し、総裁に元黒田藩家老黒田一美を載いており、藤雲館の館名は黒田家の紋章藤巴からとったものである（六十）。先述の「藤雲館創立寄附帳」前文には先の引用箇所が続けて以下のように記してある。

抑此挙ヲ企ルヤ先ツ我旧藩主黒田公ニ謀ル公共微衷ヲ察シ若干金ノ創立費ト三ヶ年間維持費トヲ投寄セラル在京筑前人亦皆起リテ之ニ応セリ然レトモ適応家屋ノ借り用ユヘキナシ我輩遂ニ之ヲ県庁ニ稟請シ県令渡辺君亦タ能ク之ヲ容レ福岡区天神町ナル本県ノ官用地八百余坪ヲ貸与セラル蓋夙ニ我輩ト感ヲ同フスル者既ニ斯ノ如シ豈感激奮起セサランヤ依リテ其費途ヲ概算シ校舍ヲ新築ニ決シ迅速起工以テ嚮ノ同感者ノ好意ニ答ントス当此時人皆開館ノ急ナランコトヲ希ヤ切ナリ時期ノ至ル人意ノ赴ク所我輩モ亦見所アリ終ニ新築竣工ノ待ツベカラサルヲ察シ更ニ黒田公ニ請求シ其福岡浜町ナル別邸ヲ借り仮藤雲館ト号シ本年一月仮ニ開校ノ式ヲ挙行ス——以下略——

ここでは設立資金及び土地建物について言及されている。この文書は元来基本資産の不足分を一般から募集す

るためにつくられたものである。藤雲館を設立維持するために明治十四年四月の段階で基本資産を黒田家在京
筑前人有志、そして福岡県庁から得ている。旧向陽社がその資金を「市中の豪商」^(六十七)から得、それを向陽義塾
に運用していた私的経営とは全く事情を異にする。その点を藤雲館創設及び維持費の予算案から見よう。
「藤雲館創立寄附帳」に計上された「藤雲館創立並維持費予算」によると創立費として四八八六円二六錢五厘を
見込み、一年間の維持費として二六〇二円を計上していた。その収入の見込みは左の通りである^(六十八)。

創立費収入見込み

黒田家より 六〇〇円

福岡区役所より 一一〇三〇円

不足分 一二五六円二六錢五厘

(不足分については一般より寄附を募る)

一年間維持費収入見込み

黒田家より 一二〇〇円(三年間寄附分)

在京筑前人県下有志寄附 六〇〇円

生徒月謝 三六〇円

不足分

四四二円

(不足分を醸金の利子によって賄うために四四二〇円の醸金を一般より募る)

福岡県庁の支援を得、広く一般市民から浄財を募ることで藤雲館は地域一般に開かれた公共的な教育機関に変わるかに見えた。しかし、基金の重要な部分を占める黒田家は旧藩と福岡士族層の象徴であり、在京筑前人もまた士族層に繋がる人々であろう。

もとより、政治結社としての向陽社は筑前士族集団の反政府的情念によって結ばれた集団であり、向陽義塾はその青年学習組織であった。しかし、そうした政治団体から分離、自立した教育機関である藤雲館も実は旧黒田藩と筑前士族集団のアイデンティティによって成り立っていたのである。こうした情念はやがて修猷館再興の伏線となっていくのである。

ニ・教育内容と教師

向陽義塾の教育は前述のように「民権ヲ培養ス」ところに目的を措いていた。であるからその目的になかった教育内容であったと思われるが、その詳細はわかっていない。『玄洋社社史』によるとその教授スタッフは左の通りである。

漢学

高場 乱

亀井紀十郎

阪牧周太郎

臼井 浅夫

法律

ペレー (英国人)

アッキソン (英国人)

奥村 貞

理化英語

ペレー

アッキソン

また、金田平一郎氏の調査によれば他に漢学教師として「宗盛年、上野友五郎、福井掬、益田逸叟、大塩操、原田某、安武某等の名儒」^(六十九)がこれに加えられている。これから判断するに漢学が教育の中心であったようである。それも高場乱の影響が強い。高場、阪牧、上野はともに亀井暘洲に学んだ仲で医者となった吉田元良と並んで亀門の四天王と呼ばれた俊才たちである^(七十)。亀井派の学問の系譜が向陽義塾の教育の源流になったと考えられるが、高場、阪牧、上野の三人は従姉弟どうしであったともいわれ^(七十一)、むしろ高場塾の系譜が原点をつくっているといったほうがよいのかもしれない。

そして英国人教師としてペレー、アッキソンの二名を雇っている。ペレーは医者、アッキソンは宣教師であったが、塾生の乱暴に閉口してあまり長くはいなかったとされる^(七十一)。そして『植木枝盛日記』に三度登場するアツキソンと同一人物ではないかと思われる^(七十二)。そうした状況から考えるとこれら外国人教師は立志社との関係で雇用されたものと考えられることもできるが、向陽義塾の教育に大きな影響を与えた形跡は見られない。

また、教育とは別かもしれないが向陽義塾では頻繁に演説会を開いていた。「該義塾ノ演説ハ毎土曜日ノ夜ナリ。聴客ハ常ニ七八百余ニシテ、壮快ノ演舌ニ非ザレバ聞ク者甚ダ屑シトセザル由ナリ。」^(七十四)と新聞記事にもあるように向陽義塾では毎土曜の夜に演説会が開催されていた。『植木枝盛日記』を見ても植木が福岡に滞在した間のすべての土曜日の夜に「演舌会」があった旨が記されている。こうした演説会を学校でおこなうことは珍しいことではなく、『植木枝盛日記』では漸強義塾での夜の演舌会はいずれも日曜日に開かれているし^(七十五)、当時の師範学校生の回顧のなかにも「今でいふ雄弁会の様に、各学校から幾人か出て立会演説会をやったものです。私も時偶には引き出されました」とあり、演説会はこうした自由民権運動の気風のなかで発生した学生文化と考えてもよいだろう。

一方、藤雲館はもとより法律専門学校として発足した。そのことじたいが漢学塾的であり、活動家養成的であった向陽義塾とは性格を異にする。藤雲館の学則である「藤雲館学規」は左の通りである^(七十六)。

藤雲館学規

通則

第一条 本館ハ変則ヲ以專修ノ学科ヲ修メシムル所ニシテ各其希望ニ從ヒ之ヲ教授ス

第二条 学科ヲ分テ（法律）（英学）ノ二科トス而別ニ副学科ヲ置キ和漢書及ヒ文章学ヲ教授ス

教則

第三条 渾テ教授ハ別ニ掲ル学科ニ從ヒ教員之ヲ講説シ或ハ自読輪講及ヒ試問ニ応答セシムル等ヲ以テ事理ヲ会得セシム

学期

第四条 学科課程卒業ノ期ヲ各三ヶ年トス而毎壹級ノ課程ヲ壹ヶ年トシ分テ前期後期トス但副学科ハ前後ノ期ヲ設ケス

第五条 三月一日ヨリ七月三十一日迄ヲ前期トシ九月一日ヨリ翌年二月末日迄ヲ後期トス

休業

第六条 暑中ハ八月一日ヨリ同三十一日迄越年ハ十二月二十一日ヨリ翌年一月十日迄及ヒ毎日曜日諸祭

祝日

入学

第七条 入学ハ毎年前期ノ初ニ於テ之ヲ許ス但其人ノ学業ヲ計リ試験ノ上臨時之ヲ許ス事アルヘシ

第八条 入学セントスルモノハ学業履歷書ヲ本館ヘ出シ其許可ヲ請ヘシ

法 律 科			学 科	
			級	
第三級	第二級	第一級	前期	科
私犯法 契約法 法律大意	証拠法 訴訟法 売買法	法理論 万国公法 海上法		
憲法 代理法 契約法	會社法 流通証書法 証拠法	立法論 万国私法 保險法	後期	目

科 学 副			英 学 科		
第三級	第二級	第一級	第三級	第二級	第一級
皇朝史略、論語、十八史略、作文	外史、孟子、文章軌範正統篇、史記、本紀、世家、列伝、作文	大日本史、中庸、八大家文、大学、左伝、書経、作文	ウキルソン氏第一読本 ピネヲ氏文法書 ミツチエル氏地理書	マルカム氏英国史 クエツケンボス氏究理書	フラーセツト氏経済書 キゾー氏文明史
			パルリー氏万国史 スギーウエル氏羅馬史	クエツケンボス氏米國史 ピンノヲク氏仏國史	ウエキラント氏心理学 ミル氏自由理

この表を見ると法律科、英学科とも各三級（一ヶ年一級）で進級し、一級を前期、後期の二期にわけて学科課程を編制している。ここに掲げられている科目及び教科書を見てみると、例えば英学科では読本はウィルソン第一読本のみであり、一冊のテキストは半期で修了していくようになっている。法律科も同様のペースで学科課程が組まれているといえる。このことから判断するに藤雲館の教育はあくまでも速成を旨としたものであり、速成の法律家養成の社会的要請が強く、これを受け入れて藤雲館は設置されたのだと推測できる。それは藤雲館が全くの新設の専門学校ではなく、自由民権運動のなから生まれてきた学校であること、黒田家の支援を強く受けてできたことなどを考えれば、広義の筑前士族集団、すなわち旧福岡藩士全体の利益のために設立されたものであったと言ふことができる。そして、藤雲館は政社から自立はしたもののどこかで政治運動とは関係を持っていたのではないかと推測もできないわけではない（七十七）。

副学科は「和漢書及ヒ文章学ヲ教授ス」（第二条）となっているが、前後期の区別はされていない。専門科（法律科、英学科）の生徒が専門の学科を学びながら副学科である和漢書を学ぶような学科課程の構成になっている。授業料について見てみると、授業料は三十銭だが、副学科のみを学ぶ場合は二十銭であり副学科の比重が大きいようにも思える。この副学科はむしろ向陽義塾などの前身の私塾の伝統を遺したものであり、教師であったことが確認できる福井掬、宗盛年、原田北溟などの漢学教師は副学科を教えていたとみなすことができる。

前述の「藤雲館創立寄附帳」における一年間維持費の内訳として俸給二一七二円が計上されているが、その内容は「漢学教員五名数学教員二名法律学英学教員各一名並職員三名給料」ということである。この予算の内訳から判断しても藤雲館の実質的な部分は前身の諸私塾を継承した副学科（和漢学）にあったと見てよいのかもしれない。但し、金田平一郎氏の聞き取りによれば「愛媛県人の秋山正義なる東京大学出身の法学士が教頭に就任して居た」^(七十八)ということである。この秋山正義は明治十四年七月に東京大学法学部を卒業した秋山正義のことと思われる。この秋山は東京大学卒業後山口県中学へ就職したとされており、明治二十六年の段階では第四高等中学校教授として在職している^(七十九)。

三 向陽義塾及び藤雲館の果たした歴史的役割

以上、自由民権運動の潮流のなから生まれた私立中学校向陽義塾とその後裔である藤雲館について検討してきた。福岡の自由民権運動は西南戦争の残り火のなから発生した。それはイデオロギーとしての自由や民権の問題ではなく旧福岡藩内の勤王派青年士族たちが反政府的行動の積み重ねの上に展開したものであったといえる。当初は政治と教育（自己表現と学習）は一体のものであったが、徐々に役割を別にしていった。それは向陽社内部のヘゲモニー争いのかたちをとりはするものの実際には政治にしる教育にしろいずれも筑前士族集団の身分的階層的要求の具現化であったといえることができる。

前述のように向陽義塾は高場乱の私塾に集まった筑前勤王派青年士族を中心に結成された。高場乱は亀井塾の

出身であるが、亀井家は福岡藩が修猷館と甘棠館の二つの藩校をつくって競わせたときの甘棠館総受持であった。亀井南冥の系譜である。南冥は寛政四（一七九二）年に失脚し、まもなく甘棠館も廃されてその学風は野において継続した。その学統に幕末期から勤王派の青年が蟄集したことは自然の成り行きであったともいえる。彼らは修猷館なきあとのもうひとつの福岡藩の学問潮流であったのである。いわば廃藩を見逃さざるを得なかった修猷館にとってかわる学統を継承するものとして旧藩的教育要求を具体化していく流れがそこにはあったのである。

向陽義塾の時代にあつてはそれは政治と一体の自己教育活動であつたが、藤雲館へと改組すると筑前士族集団全体の旧身分的階層的教育要求を受け入れる教育機関として再生することになる。藤雲館が法律科と英学科から構成されていたのはそれらの学問が、当時の士族層が生きていくのに有用な学問であつたからである。そうした点から判断するとこれらの学校が教育機関として政社から自立していくことの如何にかかわらずこれらの学校は筑前士族集団の生存要求に存在理由をもっていたといえよう。自由民権運動じたいが筑前士族集団の旧藩的自己主張行動であり、そこから発生した教育機関である向陽義塾や藤雲館はかつて藩校がもっていた時務意識をかたちを変えて示すものであったといえよう。また、教育機関として自立していったということは学校が筑前士族集団全体の利益に奉仕するものという自覚に基づいていたからである。それは最終的には藩校としての再生をめざす意識でもあった。具体的には藩校修猷館の再興というかたちで後に実現するが、その点については章を改めて論じたい。

(二) 新谷恭明「明治前期の福岡県における中学校教育の構想について」『九州大学教育学部紀要』第二十八集一九八三年三月

(三) 三潯県の宮本中学校(洋学校)や福岡の変則中学校の設置があげられるが、継続性は持たなかった(新谷恭明「宮本洋学校の研究」『九州大学教育学部紀要』第三十二集 一九八七年三月を参照のこと)。

(三) 「福岡県布達 甲第四十五号」(『御布達 福岡県』九州大学教育学部蔵)

(四) 『文部省日誌』明治十一年第十三号

(五) 同 右

(六) 「福岡県布達 甲第十二号」(『福岡県教育百年史』第一巻 資料編 明治I)

(七) 『文部省日誌』明治十二年第八号

(八) 『明治十二年度 福岡県議会日誌』福岡県議会図書室蔵

(九) 同 右

(十) 原案を可とする者十四名、否とする者二十三名であった。

(十一) 『文部省日誌』 明治十二年第二十一号 この規則は九月十一日に何が出され、十一月二十六日に「何之通」の指令が出ている。

(十二) 『明治十三年度 福岡県議会日誌』

(十三) 『詳説 福岡県議会史 明治編上巻』一八七〇一八八頁

(十四) 同 右

(十五) 前掲新谷論文

(十六) 『明治十三年度 福岡県議会日誌』

(十七) 同 右

(十八) 同 右

(十九) 大牟田市立橘中学校『橘中学校九〇年史』一九六八年

(二十) 三潴町史編さん委員会『三潴町史』一九八五年

(二十一) 『明治十三年度 福岡県議会日誌』

(二十二) 『福岡県教育百年史』第五卷 三二〇頁

(二十三) 『文部省日誌』明治十二年第二〇号

(二十四) 「嘉穂学校設立主意書」『西田たま子文書』

(二十五) 「嘉穂学校設立主意書」『西田たま子文書』

(二七) 『橘中学校九〇年史』一九六八年 大牟田市立橘中学校

(二七) 坂元忠芳他「自由民権運動と教育」(『日本の教育史学』第十六集 一九七三年)

(二八) 新谷恭明「今日における学校教育史研究の意義と課題」(『日本の教育史学』第二十五集 一九八二年)

において筆者は学校を一個の個性的な組織的集団としてとらえ、その主体性を重視する立場からの学校史の方法を提言した。

(二九) 板垣退助監修『自由党史 上』岩波文庫版 一五八頁

(三〇) 石瀧豊美『玄洋社発掘』十七頁

(三一) 高場乱(たかば・おさむ) 柏屋郡須恵の眼科医高場正山の娘として生まれ、家業を継いで眼科医を開業していた。その傍ら亀井暘洲に漢学を学び、亀門の四天王の一人に数えられたという。この塾は人參畑塾と通称され、廃藩置県後は旧藩士族の青年が入塾して反政府的青年士族の集まるところとなった。ここから多くの玄洋社員が出たことから玄洋社生みの親といわれる。(石瀧豊美「女傑高場乱と弟子たち 第一回」玄洋社記念館館報『玄洋』創刊号 昭和五十四年九月一日、「同 第二回」『同』第二号 昭和五十四年十一月一日)

(三二) 周知のように高場乱の学んだ亀井塾は福岡藩西学問所甘棠館の最初の総受持として開学の労をとった亀井南冥直系の徂徠学の学塾であった。高場乱の旧蔵書目については石瀧豊美氏が目録を作成しているが(『暗河』第二〇号 一九七八年)、自由民権運動にかかわる書籍はない。但し、彼女は筑前勤王党の一員であつたらしく、それに惹かれて血氣盛んな青年士族が集まったといえる。

(石瀧豊美「女傑高場乱と弟子たち」『玄洋』第四号 昭和五十五年三月十五日)

(三十三) 明治九年秋、福岡の反政府結社矯志社員たちは萩の乱に呼応する計画を立てていたが、かねてよりこの動きを注視していた官憲によって彼らは一網打尽に捕らえられた。福岡の変はちょうど彼らが下獄中に起き、越智、武部をはじめとする福岡の志士たちはほとんど壊滅した。この戦いに参加した中で後に玄洋社社長となる平岡浩太郎は無事逃げ切ったが、主要な活動家は戦死もしくは捕らえられて処刑されている。

(三十四) 『玄洋社社史』一九一七年 一八一頁

(三十五) 同 右

(三十六) 藤本尚則『巨人頭山満翁』一九二二年 八九頁

(三十七) 同 右

(三十八) 水野元直「玄洋社創設の前後」(『玄洋』第九十七号 一九四七年六月三十日 玄洋社記念館蔵)

(三十九) 『朝野新聞』明治十二年五月二十三日付

(四十) 「大瀛新報」明治十二年四月九日付(『新聞集成明治編年史』より)

(四十一) 頭山満翁正伝編纂委員会編『頭山満翁正伝 未定稿』葦書房 一九八一年 六九頁

(四十二) 西尾陽太郎「『頭山満翁正伝』(未定稿)解説」(前掲『頭山満翁正伝 未定稿』四〇一頁)

(四十三) 前掲『頭山満翁正伝 未定稿』七一頁 に植木枝盛を招聘した様子についての頭山の談話が記されている。

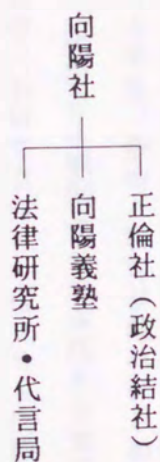
(四十四) 『植木枝盛日記』植木枝盛集第七巻 岩波書店 一九九〇年

(四十五) 前掲『植木枝盛日記』

(四十六) 「大瀧新聞」明治十二年四月九日付(『新聞集成』)

(四十七) 福井純子氏の研究では愛国社大会へは正倫社として参加していることから左のような組織になっていたのではないかと推測している。

「向陽社組織推定図」



(福井純子「筑前民権運動についての一考察」『立命館史学』一 一九八〇年)

(四十八) 『玄洋社社史』には左の記述がある。

武部、越智の死後箱田、平岡、頭山等専ら福岡志士の統率に当るや志士社員の間遂に二派を生ずるに至れり、二派とは何を意味するか、即ち、

一、武部、越智派に属して西南役に関係したるもの

二、萩の乱に関係したるもの

西南の役に関係したるものは主として平岡浩太郎を推し、萩の乱に関係したるものは箱田六輔の周圍

を圍繞する一派なり

(四十九) 新藤東洋男『自由民権運動と九州地方』古雅書店 一九八二年 二四頁

(五十) 『玄洋社社史』二二四頁

(五十一) 西尾陽太郎氏は「九州における近代の思想状況」(『日本近代化と九州』平凡社 一九七二年)において玄洋社名自称の件について推定している。また、「郡利記述書類」(『玄洋』第一八号 一九三一年十月ついたち付)には「明治十二年暮頃向陽社は専ら教育に力を致し社中別に玄洋社の一団を組織して是は専ら政治を事とす」とあり、政治と教育が離れはじめたことを示している。

(五十二) 箱田から平岡に社長が代わり玄洋社となっても箱田一派が除名されたというわけではない。西尾氏は前掲論文中において玄洋社の成立を「向陽社のないしは箱田的な動向から、福岡士族集団本来の立場への回帰現象である。したがってそれが箱田個人に対する忌避や排斥を意味しなかった」としている。

(五十三) 前掲「藤雲館小考」

(五十四) 従前の研究では『玄洋社社史』に掲載されているものが引用されているが、本稿においては『玄洋』第九八号所載のものを引用した。『社史』のものはカナ部分がひらかなであり、主要な語句については左のような違いがある。

『社史』 成立 研究 丘獄 曩に 各自の

両者を対比させてみると「国家の成立」というよりも政治結社の理念から云うと「国家ノ盛立」の方が妥当であるし、「智識を研究し」というのではなく「研磨」であろう。「曩に來りて此社に投じ」ではなく「晨タニ」と将来に賭けるものであろう。さらに「各自の精神を振發し」では意味不明瞭である。やはり「各自治ノ精神」と意のあるところをはっきりさせるべきである。こうした点から見て『玄洋』所載のものが信頼性が高いといえよう。

(五十五) 前掲福井純子「筑前民権運動についての一考察」

(五十六) 前掲西尾陽太郎「『頭山満翁正伝』(未定稿)解説」

(五十七) 即ち、左の通りである。

玄洋社憲則

第一条 皇室を敬載す可し

第二条 本国を愛重す可し

第三条 人民の權利を固守す可し

(五十八) 前掲西尾陽太郎「『頭山満翁正伝』(未定稿)解説」

(五十九) 金田平一郎「藤雲館小考」(『九州専門学校開校記念論文集』一九四一年)

(六十一) 同 右

(六十二) 『福岡日日新聞』明治十三年十二月二十六日付

(六十二) 前掲「藤雲館小考」

(六十三) 『修猷館再興録』

(六十四) 『西日本新聞百年史』

(六十五) 『朝野新聞』明治十二年十一月二十二日付及び十三年一月七日付

(六十六) 『修猷館七十年史』

(六十七) 『朝野新聞』明治十二年五月二十三日付に「市中の豪商は大概入社するにより、甚だ資本に富めり」とある。また、向陽義塾では明治十二年九月二十日より社員の子弟、十月より全生徒を無月謝にしている（『筑紫新報』明治十二年九月十三日及び十月二十一日付）。このこともそうした豪商の資金によって義塾の資金が潤沢であったことを示している。

(六十八) 前掲「藤雲館小考」

(六十九) 同 右

(七十) 前掲石瀧「女傑高場乱と弟子たち」

(七十一) 同 右

(七十二) 藤本尚則『巨人 頭山満翁』大正十一年

(七十三) 『植木枝盛日記』の明治十一年四月十三日、十五日及び六月三日にアツキソンの名が左のように記載されている。

四月

十三日 今日亦雨。夜演説会、アツキソン来る。

十五日 稍霽。夜アツキソン演説。

六月

三日 乗車発、明石、須磨浦を過ぎ、神戸に抵る。天気最上、舞子浜辺青松白沙交映し風景殊に佳なり。

須磨に小酌觀眺し、午后曳布瀑に到り、転じて摩耶山に登り眺望し、之を下り米国耶穌教師アツキソンを訪ひ、共に女学校に往きて之を見、七時汽車に乘し大坂に赴き、国松吉蔵方に投ず。伊藤物部を訪ふ。

(七十四) 『大瀛新報』明治十二年四月九日付

(七十五) 植木は漸強義塾の演説会について三度書き記している。そのうち二度は「夜の演舌会」であり(二月十六日及び廿三日)、十六日は植木が演説をしている。また、一月廿四日(金曜)にも植木は漸強義塾で演説しているが、この日は夜ではなく午后三時に演説しており、定例の演舌会ではなかったと思われる。福岡の私塾では土曜の夜は向陽義塾、日曜の夜は漸強義塾というように定例日がそれぞれ決まっていたと見ることができる。

(七十六) 「藤雲館学規」(前掲「藤雲館小考」による)

(七十七) 例えば「国会期成同盟本部報」(江村栄一氏により『思潮』一一〇・一一一合併号 一九七二年 に史料紹介として掲載されている)に「福岡県下藤雲館事務所ヨリ一月八日発同二十一日着ノ報」(明治十四年)として福岡の民権運動の現状を報告している。

(七十八) 前掲「藤雲館小考」

(七十九) 秋山正議については照沼康孝氏(現文部省教科書調査官)よりご教示をいただいた。